

本原原発第73号

原子力事業者防災業務計画作成(修正)届出書

平成25年3月18日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 名古屋市東区東新町1番地

氏名 中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 水野 明久

(担当者)

所 属 浜岡原子力発電所 技術部 保安・防災課長

電 話 0537-86-3481 (代表))

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成(修正)したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 (45原第7660号) 昭和45年12月10日
原子力事業者防災業務計画作成(修正)年月日	平成25年3月18日
協議した都道府県知事及び市町村長	静岡県知事 川勝 平太 御前崎市長 石原 茂雄
予定される要旨の公表の方法	1. 当社ホームページへの掲載及び 報道機関へのお知らせ 2. 浜岡原子力館等での閲覧

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

浜岡原子力発電所  
原子力事業者防災業務計画

平成25年3月  
中部電力株式会社

## 修正来歴

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
一	平成 12 年 6 月 16 日	新規制定	
1	平成 13 年 6 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央省庁再編に伴う、省庁名称及び連絡先の変更</li> <li>・静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の改正に伴う通報様式の変更</li> <li>・「原子力発電所等の防災対策上当面とるべき措置について」の廃止に伴う通報連絡先の変更</li> </ul>	
2	平成 14 年 6 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先の名称等の変更</li> <li>・個人用外部被ばく線量測定器の電子式線量計への変更に伴う単位の変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
3	平成 15 年 7 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ</li> <li>・社内組織改定に伴う変更</li> <li>・実施事項の明文化</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
4	平成 15 年 9 月 22 日 (平成 16 年 4 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5号機用初装荷燃料の発電所への搬入に伴う防災体制等の変更 (浜岡町および御前崎町の市町村合併に伴う補正)</li> </ul>	
5	平成 16 年 10 月 8 日 (平成 17 年 1 月 18 日) (平成 17 年 4 月 1 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副原子力防災管理者の選任対象者の見直し</li> <li>・オフサイトセンターへの連絡経路の見直し</li> <li>・記載の適正化</li> </ul> <p>(5号機運転による組織改定および市町村合併による小笠町から菊川市への変更に伴う補正) (市町村合併による大東町から掛川市への変更等に伴う補正)</p>	
6	平成 17 年 10 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併による相良町から牧之原市への変更</li> <li>・前回修正以降の補正（1月 18 日, 4月 1 日）内容の反映</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
7	平成 18 年 10 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関名称等の変更</li> <li>・S P D S 伝送の運用変更</li> <li>・副原子力防災管理者の選任対象者の見直し</li> <li>・緊急事態対策組織の一部変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
8	平成 19 年 10 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内組織改定に伴う変更</li> <li>・経営機構見直しに伴う変更</li> <li>・応急処置施設の変更</li> <li>・通報様式等への事前記載事項の削除</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
9	平成 20 年 10 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災基本計画修正に伴う変更</li> <li>・牧之原市の組織変更に伴う変更</li> <li>・法令改正に伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
10	平成 21 年 10 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム（S P D S）の運用変更</li> <li>・事業所外運搬事故における対策についての記載を追記</li> <li>・社内連絡経路等の見直しに伴う変更</li> <li>・静岡県の組織改定に伴う変更</li> <li>・事業所外運搬事故における情報発信者を明確化</li> <li>・法令改正に伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
11	平成 22 年 10 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県、掛川市の組織改定に伴う変更</li> <li>・新事務所設置による構内敷地図の変更</li> <li>・社内連絡経路等の見直しに伴う変更</li> <li>・通報様式の見直し</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
12	平成 23 年 10 月 6 日  (平成 24 年 10 月 3 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省組織改定に伴う変更</li> <li>・牧之原市組織改定、御前崎市消防本部名称変更に伴う変更</li> <li>・社内組織改定に伴う変更</li> <li>・応急処置施設追加に伴う変更</li> <li>・通報様式の変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul> <p>(原子力災害対策特別措置法改正等に伴う補正)</p>	
13	平成 24 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県地域防災計画の修正に伴う変更</li> <li>・原子力災害対策特別措置法改正等に伴う変更</li> <li>・掛川市組織改定に伴う変更</li> <li>・社内体制の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
14	平成 25 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正に伴う修正</li> <li>・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内閣府 原子力規制委員会（原子力規制庁））の制定に伴う修正</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	

## 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	1
<b>第1節 計画の目的</b> .....	1
<b>第2節 定義</b> .....	1
<b>第3節 計画の基本構想</b> .....	5
<b>第4節 計画の運用</b> .....	6
<b>第5節 計画の修正</b> .....	6
<b>第2章 原子力災害予防対策の実施</b> .....	7
<b>第1節 防災体制</b> .....	7
1. 緊急事態及び緊急体制の区分 .....	7
2. 組織.....	7
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者.....	8
<b>第2節 組織の運営</b> .....	10
1. 緊急体制の発令及び解除等 .....	10
2. 権限の行使 .....	12
3. 通報及び情報連絡 .....	13
4. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止 .....	13
<b>第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</b> .....	13
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等 .....	13
2. 原子力防災資機材の整備.....	14
3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備 .....	14
4. 本店における原子力防災資機材以外の資機材の整備.....	14
<b>第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備</b> .....	15
1. オフサイトセンターに備え付ける資料 .....	15
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料.....	15
3. 発電所及び本店等に備え付ける資料.....	15
<b>第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検</b> .....	15
1. 緊急時対策所 .....	15
2. 原子力事業所災害対策支援拠点.....	16
3. 防災会議室 .....	16
4. 一時退避先 .....	17

5. 応急処置施設 .....	17
6. 気象観測設備 .....	17
7. 放送装置.....	17
<b>第6節 防災教育の実施 .....</b>	<b>18</b>
<b>第7節 防災訓練の実施 .....</b>	<b>18</b>
1. 社内における訓練 .....	18
2. 国又は地方公共団体が行う訓練 .....	19
<b>第8節 関係機関との連携 .....</b>	<b>19</b>
1. 国との連携 .....	19
2. 地方公共団体との連携 .....	19
3. 地元防災関係機関等との連携 .....	20
4. 原子力緊急事態支援組織の整備 .....	20
<b>第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動.....</b>	<b>20</b>
<b>第3章 緊急事態応急対策等の実施 .....</b>	<b>21</b>
<b>第1節 通報及び連絡 .....</b>	<b>21</b>
1. 通報の実施 .....	21
2. 緊急体制発令時の対応 .....	22
3. 情報の収集と提供 .....	22
4. 通話制限.....	23
<b>第2節 応急措置の実施 .....</b>	<b>23</b>
1. 警備及び避難誘導 .....	23
2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置.....	24
3. 緊急被ばく医療 .....	24
4. 消火活動.....	25
5. 二次災害防止に関する措置 .....	25
6. 汚染拡大の防止 .....	25
7. 線量評価.....	25
8. 広報活動.....	26
9. 応急復旧 .....	26
10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置.....	27

11. 資機材の調達及び輸送 .....	27
12. 被災者相談窓口の設置 .....	27
13. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 .....	28
14. 応急措置の実施報告 .....	28
15. 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等 .....	29
<b>第3節 緊急事態応急対策 .....</b>	<b>31</b>
1. 第2次緊急体制の発令等 .....	31
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告 .....	31
3. 応急措置の継続実施 .....	31
4. 事業所外運搬事故における対策 .....	32
<b>第4章 原子力災害事後対策 .....</b>	<b>33</b>
<b>第1節 緊急体制の解除 .....</b>	<b>33</b>
<b>第2節 事後対策の計画等 .....</b>	<b>33</b>
1. 復旧対策 .....	33
2. 汚染の除去 .....	34
3. 被災者への生活再建等の支援 .....	34
4. 原因究明と再発防止対策の実施 .....	34
5. 健康維持対策の実施 .....	34
<b>第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等 .....</b>	<b>35</b>
1. オフサイトセンターへの派遣 .....	35
2. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織への協力の要請 .....	35
<b>第5章 その他 .....</b>	<b>36</b>
<b>第1節 他の原子力事業者への協力 .....</b>	<b>36</b>

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

この計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、浜岡原子力発電所（1, 2, 3, 4及び5号機。以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

### 第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### 1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

#### 2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

#### 3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

#### 4. 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）があった時から同法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

#### 5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

#### 6. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。昭和32年法律第166号。）第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者その他原災法第2条第3号に規定する者をいう。

#### 7. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

#### 8. 指定行政機関

次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

- (1) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
- (2) 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
- (3) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
- (4) 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

## 9. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（官内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに官内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

## 10. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）をいう。

## 11. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随してする核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

## 12. 原子力災害対策活動

緊急体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

## 13. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

## 14. 本店緊急事態対策組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

## 15. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。

## 16. 緊急事態対策要員

原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。なお、緊急事態対策要員は、原子力防災要員を含む。

## 17. 本店緊急事態対策要員

本店緊急事態対策組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

## 18. 原子力防災資機材

原災法第11条第2項の規定に基づく資機材であり、原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他資材又は機材をいう。

## 19. 原子力緊急事態支援組織

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（以下、「防災業務計画等に関する省令」という。）第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

## 20. 緊急時対策所

防災業務計画等に関する省令第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

## 21. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等に関する省令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能をすべて満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

## 22. 防災会議室

防災業務計画等に関する省令第2条第2項3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための本店の施設（原子力施設事態即応センター）をいう。

23. 安全パラメータ伝送システム（以下、「S P D S」という。）

防災業務計画等に関する省令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報、その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

24. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下、「オフサイトセンター」という。）、独立行政法人原子力安全基盤機構、静岡県及び関係市町とを接続する情報通信ネットワークをいう。

### 第3節 計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法、電気事業法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期すことが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法第37条第1項に基づく保安規定に基づき活動を行う。

したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

#### 1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等

#### 2. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への原子力防災要員派遣等

#### 3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等

## 第4節 計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者並びに発電所及び本店の緊急事態対策要員は、平常時から、原子力災害対策活動等について理解しておくとともに、緊急時には、この計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

## 第5節 計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。なお、検討の結果、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官、静岡県知事及び御前崎市長に報告するものとする。

この計画の修正は、次に掲げる手順に従って行うものとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正する場合において、静岡県地域防災計画及び御前崎市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受けるものとする。
2. 社長は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ静岡県知事及び御前崎市長に協議するものとする。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、静岡県知事及び御前崎市長にこの計画の案を提出して行うものとする。この場合において、社長は、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。
3. 社長は、この計画を修正したときは、速やかに様式1により、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表するものとする。

## 第2章 原子力災害予防対策の実施

### 第1節 防災体制

#### 1. 緊急事態及び緊急体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急事態及び緊急体制を、その情勢に応じ次表のとおり区分する。

表：緊急事態及び緊急体制の区分

緊急事態の区分	緊急体制の区分	緊急事態の情勢
第1次緊急事態	第1次緊急体制	別表2－1の事象が発生し、原子力防災管理者が別表2－1に該当する事象であると判断したときから、第2次緊急体制が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急体制をとる必要がなくなったときまでの間
第2次緊急事態	第2次緊急体制	別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が別表2－2に該当する事象であると判断したときから、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間（注）

注：原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急体制を継続することができる。

#### 2. 組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店緊急事態対策組織を設置するものとする。

##### （1）発電所

ア. 原子力防災組織は、別図2－1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

- イ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に、原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-3に定める業務を行える原子力防災要員を置く。
- ウ. 社長は、原子力防災要員を置いた日から7日以内に、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に様式2の届出書により届け出る。これを変更したときも同様とする。
- エ. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる業務を実施する。
  - (ア) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
  - (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
  - (ウ) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- オ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。

## (2) 本店

- ア. 本店緊急事態対策組織は、別図2-2に定める業務分掌に基づき、発電所において実施される原子力災害対策活動の支援等を実施する。
- イ. 社長は、本店緊急事態対策組織に本店緊急事態対策要員を置く。
- ウ. 社長は、第2次緊急体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、緊急事態応急対策に取り組むものとする。

## 3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

### (1) 原子力防災管理者

原子力防災管理者は、発電所長とする。

### (2) 副原子力防災管理者

副原子力防災管理者は、発電所の技術系所員のうち課長級以上の者から選任するものとする。

### (3) 原子力防災管理者の代行等

原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を遂行できない場合は、副原子力防災管理者である技術部長を第一代行とし、その他の副原子力防災管理者の中から第二代行以下、少なくとも第三代行までの順位を定め、この順位に従い原子力防災管理者を代行し、原子力防災組織を統括する。

### (4) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

- ア. 原子力防災組織を統括する。
- イ. 別表2-1又は別表2-2の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、別図2-6に示す箇所へ通報するとともに、その事象の経過を別図2-7に示す箇所に報告する。
- ウ. 別表2-1又は別表2-2の事象が発生した場合、直ちに緊急事態対策要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- エ. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、維持する。
- オ. 原子力防災資機材を備え付け、定期的に、保守点検する。
- カ. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、静岡県知事又は御前崎市長の求めに応じて、次に掲げる事項について報告する。
  - (ア) 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する事項
  - (イ) 原子力防災組織、原子力防災要員、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者、放射線測定設備又は原子力防災資機材の状況
  - (ウ) 放射線測定設備により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項
  - (エ) 原災法第10条第1項前段の規定による通報に関する事項
  - (オ) 原子力緊急事態の状況
  - (カ) 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に関する事項
- キ. 緊急事態対策要員に対し、定期的な原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を実施する。

## (5) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

ア. 副原子力防災管理者は、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理

者を補佐する。

イ. 原子力防災管理者が不在のときは、その職務を代行する。

## (6) 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の届出

社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した日から7日以内に、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に様式3により届け出る。

## 第2節 組織の運営

### 1. 緊急体制の発令及び解除等

#### (1) 緊急体制の発令

ア. 発電所

(ア) 発電所長は、別表2-1の事象が発生し、別表2-1に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2-2の事象が発生し、別表2-2に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったとき、直ちにその情勢に応じて緊急事態を宣言し、緊急体制を発令する。

(イ) 発電所長は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。

イ. 本店

本店原子力部長は、発電所長から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は、本店における緊急体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用するものとする。

## (2) 対策本部の設置

### ア. 発電所

(ア) 発電所長は、緊急体制を発令した場合、速やかに、発電所の緊急時対策所に発電所緊急事態対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

(イ) 発電所対策本部は、別図2-1に示す組織で構成する。

(ウ) 発電所長は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

### イ. 本店

(ア) 社長は、本店における緊急体制を発令した場合、速やかに防災会議室に本店緊急事態対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。

(イ) 本店対策本部は、別図2-2に示す組織で構成する。

(ウ) 本店対策本部長は、社長とし、社長が不在の場合には、本部長代理が代行する。

## (3) 緊急事態対策要員の非常招集

### ア. 発電所

発電所長は、発電所における緊急体制を発令した場合（緊急体制発令が予想される場合を含む。）、所内放送又は非常招集連絡網等を使用し、別図2-4に定める連絡経路により、緊急事態対策要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、発電所長は、あらかじめ緊急事態対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

### イ. 本店

本店原子力部長は、本店における緊急体制が発令された場合（緊急体制発令が予想される場合を含む。）、別図2-5に定める連絡経路により、館内放送等を使用し本店緊急事態対策要員を防災会議室に非常招集する。

なお、本店原子力部長は、あらかじめ本店緊急事態対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

## (4) 緊急体制の区分の変更

### ア. 発電所

発電所対策本部長は、情勢に応じて緊急事態及び緊急体制の区分を変更するときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

#### イ. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。

### (5) 緊急体制の解除

#### ア. 発電所

(ア) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関及び本店対策本部長と協議し、緊急事態解除を宣言し、緊急体制を解除する。

a. 原子力緊急事態宣言が発令され、その後内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

b. 原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

(イ) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。

#### イ. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の解除の報告を受けた場合、本店における緊急体制を解除し、本店対策本部を廃止する。ただし、本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本店における緊急体制を解除することができるものとする。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を連絡する。

## 2. 権限の行使

(1) 緊急体制が発令された場合、原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。

(2) 発電所長は、発電所における緊急体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

### 3. 通報及び情報連絡

別表2-1又は別表2-2に該当する事象発生の通報は、別図2-6による。この通報を行った後の社内及び社外関係機関への報告及び連絡は、別図2-7及び別図2-8に定めるとおりとする。

### 4. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- (1) 本店対策本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の受入れ等、発電所における事故復旧作業の支援を行う。また、原子力事業所災害対策支援拠点における業務分掌は、別図2-3に定めるとおりとする。
- (2) 本店対策本部長は、原子力防災体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

## 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

### 1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

発電所長は、別図2-9及び別表2-4に示す原災法第11条第1項に基づく発電所敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）について、次に掲げる検査等を実施し、整備する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようとする。
- (3) 毎年1回以上定期にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、速やかに修理するとともに可搬式放射線計測器を用いて測定する等の代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置又は変更したときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に7日以内に様式4により届け出るものとする。

(6) モニタリングポストを新たに設置又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長から原子力規制委員会に提出する。

ア. 名称、住所及び代表者の氏名

イ. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地

ウ. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

(7) モニタリングポストにより測定した空間放射線量率を記録計等により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した空間放射線量率をインターネット、テレメータ又はその他の手段により公表する。

## 2. 原子力防災資機材の整備

発電所長は、原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を別表2-5に示すとおり配備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

(2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか又は、代替品を補充することにより必要数量を確保する。

(3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に7日以内に様式5により届け出るものとし、以降毎年9月30日現在における備付けの現況を翌月7日までに同様式により届け出る。

## 3. 原子力防災資機材以外の資機材の整備

発電所長は、原子力防災資機材以外の資機材について、別表2-6に示すとおり配備するとともに、定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

## 4. 本店における原子力防災資機材以外の資機材の整備

本店原子力部長は、別表2-7に定める原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材以外の資機材及び別表2-8に定める防災会議室の原子力防災資機材以外の資機材を確保し、定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。

## 第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

### 1. オフサイトセンターに備え付ける資料

発電所長は、原子力災害対策活動で使用する資料として別表2－9に定める資料をオフサイトセンターに備え付ける。

本店原子力部長は、これら資料のうち、原災法第12条第4項に基づき提出すべき資料について、内閣総理大臣に提出するとともに、これらの資料の内容に変更があったときも、同様とする。また、その他の資料についても定期的に見直しを行う。

### 2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本店原子力部長は、別表2－9に定める資料のうち必要なものを原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

### 3. 発電所及び本店等に備え付ける資料

#### (1) 発電所

発電所長は、別表2－9に定める資料を、発電所に備え付ける。また、発電所長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

#### (2) 本店

本店原子力部長は、別表2－9に定める資料を、本店に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

#### (3) 原子力事業所災害対策支援拠点

本店原子力部長は、別表2－9に定める資料を、本店近傍事業所に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

## 第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

### 1. 緊急時対策所

(1) 発電所長は、発電所に別図2－10及び別表2－10に示す緊急時対策所を設置する。また、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図2－10及び別表2－10に示す代替指揮所を整備する。

- (2) 発電所長は、緊急時対策所及びS P D Sを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。
- (3) 発電所長は、非常用電源を緊急時対策所及びS P D Sに供給可能なように整備・点検する。
- (4) 発電所長は、緊急時対策所に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワークに接続する。また、発電所長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。
  - ア. 非常用通信機器 (IP電話, IPファックス)
  - イ. テレビ会議システム
  - ウ. S P D S

## 2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 本店原子力部長は、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-1-1及び別表2-1-0に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点を常に使用可能な状態に維持されていることを確認する。
- (3) 本店原子力部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備され、定期的に点検が行われていることを確認する。

## 3. 防災会議室

- (1) 本店総務部長は、別表2-1-0に示す防災会議室を本店におき、常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設とする。
- (2) 本店原子力部長は、S P D Sを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。
- (3) 本店総務部長は、非常用電源を防災会議室及びS P D Sに供給できるように整備・点検する。

- (4) 本店原子力部長は、防災会議室に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワークに接続する。本店原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、オフサイトセンター及び独立行政法人原子力安全基盤機構との接続が確保できることを確認する。
- ア. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
  - イ. テレビ会議システム

#### 4. 一時退避先

発電所長は、別図2-12に定めるそれぞれの場所に、立て看板等により、その場所が一時退避先であることを掲示する。また、発電所長は、一時退避先を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

#### 5. 応急処置施設

発電所長は、別図2-10に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。

#### 6. 気象観測設備

発電所長は、別図2-10及び別表2-11に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。

#### 7. 放送装置

発電所長は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。

## 第6節 防災教育の実施

発電所長及び本店原子力部長は、発電所及び本店の緊急事態対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目のうち、各緊急事態対策要員の業務の遂行に必要な教育を実施する。なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

1. 組織及び活動に関する知識
2. 発電所、放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識

## 第7節 防災訓練の実施

### 1. 社内における訓練

- (1) 発電所長及び本店原子力部長は、それぞれの組織が原子力災害発生時にあらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするために、次に掲げる項目について定期的に訓練を実施し、評価する。なお、訓練の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。
- ア. 緊急時演習（総合訓練）
  - イ. シビアアクシデントを想定した訓練
  - ウ. 通報訓練
  - エ. 避難誘導訓練
  - オ. 緊急被ばく医療訓練
  - カ. モニタリング訓練
- (2) 発電所長は、訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
- (3) 本店原子力部長は、訓練の実施結果を原子力規制委員会に様式6に定める報告書により報告するとともに、その要旨を公表する。

## 2. 国又は地方公共団体が行う訓練

発電所及び本店の緊急事態対策要員は、国又は地方公共団体が行う原子力防災訓練における訓練計画の策定に協力し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加するものとする。

## 第8節 関係機関との連携

発電所長又は本店原子力部長は、関係機関と連携をとりながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平常時から次の項目に掲げるとおり連携を図るものとする。

### 1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第32条第1項に基づく発電所の立入検査を求められた場合、その立入検査について対応を行う。
- (3) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導もしくは助言があった場合、速やかにその対応を行うものとする。また、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

### 2. 地方公共団体との連携

- (1) 静岡県知事、御前崎市長、牧之原市長、掛川市長及び菊川市長と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 静岡県知事又は御前崎市長から原災法第32条第1項に基づく立入検査を求められた場合、その立入検査についての対応を行う。

### 3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（御前崎市消防本部、掛川市消防本部、菊川市消防本部、菊川警察署、御前崎海上保安署及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

### 4. 原子力緊急事態支援組織の整備

(1) 社長は、原子力事業者間の協力によって、遠隔操作が可能な装置等の操作が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-12に示す原子力緊急事態支援組織と調整しておく。

ア. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等

イ. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領、点検記録の保管

ウ. 原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法、保管場所

(2) 発電所長は、原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急事態対策要員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得して、原子力事業所災害対策の円滑な実施に資する。

## 第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

発電所長は、平常時から、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 原子力事業所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容

## 第3章 緊急事態応急対策等の実施

### 第1節 通報及び連絡

#### 1. 通報の実施

- (1) 発電所長は、別表2－1の事象が発生し、別表2－1に該当する事象であると判断したとき、並びに別表2－1に定められた状態に至ることなく別表2－2の事象が発生し、別表2－2に該当する事象であると判断したときは、15分以内を目途として、様式7に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長その他の別図2－6に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に対してはその着信を確認する。また、その内容及び通報結果を記録として保存する。
- (2) 発電所長は、別表2－1又は別表2－2の事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）での事象が発生したと判断したときは、15分以内を目途として、様式8により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2－6に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。また、その内容及び通報結果を記録として保存する。
- (3) 発電所長は、(1)、(2)の通報を行う際、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない通報先がある場合は、他の使用可能な通信機器、通報文の手渡し等の手段による通報実施に努める。
- (4) 発電所長は、(1)、(2)の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を、報道機関へ発表する。

## 2. 緊急体制発令時の対応

- (1) 発電所長は、別表2-1の事象が発生し、別表2-1に該当する事象であると判断したとき、又は別表2-2の事象が発生し、別表2-2に該当する事象であると判断したとき、この計画第2章第1節1.「緊急事態及び緊急体制の区分」に基づき、直ちに緊急事態を宣言し、緊急体制を発令する。
- (2) 発電所長は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。また、緊急時対策所に設置された発電所SPDS表示端末により、SPDSデータが国へ伝送されていることを確認する。
- (3) 本店原子力部長は、発電所長から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告する。
- (4) 社長は、本店原子力部長から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、本店に緊急体制を発令する。
- (5) 発電所長及び本店原子力部長は、緊急体制発令後、発電所及び本店の緊急事態対策要員を非常招集する。
- (6) 発電所長及び社長は、発電所対策本部及び本店対策本部を設置し、それぞれの本部長となり活動を開始する。

## 3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
  - ア. 事故の発生時刻及び場所
  - イ. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
  - ウ. 被ばく、障害等人身災害にかかる状況
  - エ. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
  - オ. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
  - カ. 気象状況
  - キ. 収束の見通し
  - ク. その他必要と認める事項

(2) 発電所対策本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式9又は様式10に記載し、別図2-7の経路にて報告し、その内容及び報告結果を記録として保存する。

なお、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない報告先がある場合は、他の使用可能な通信機器、報告文の手渡し等の手段による報告実施に努める。

#### 4. 通話制限

発電所対策本部支援・消防班長及び本店対策本部支援班長（総務）は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他の必要な措置を講ずる。

### 第2節 応急措置の実施

#### 1. 警備及び避難誘導

##### (1) 一時退避先の指定

発電所対策本部長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者、来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する一時退避先を指定する。発電所対策本部支援・消防班長は、発電所避難者の避難誘導を行うため、要員（避難誘導員）を配置する。

##### (2) 退避の周知

発電所対策本部支援・消防班長は、発電所避難者に対して所内放送装置等により、指定された一時退避先への退避及び退避の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送又は誘導案内等を行い、一時退避先への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

### (3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、発電所対策本部支援・消防班長に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

また、この際に発電所対策本部对外情報班長及び技術班長は、その旨を直ちに静岡県知事、御前崎市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

なお、発電所対策本部支援・消防班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

また、発電所対策本部支援・消防班長は、緊急体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

## 2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置

### (1) 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線及び放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等から環境影響評価を行うシステム等を用いて放射能影響範囲を推定する。

### (2) 防護措置

発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用、線量計の携帯等の防護措置を定め指示する。

## 3. 緊急被ばく医療

### (1) 救助活動

発電所対策本部救護厚生班長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、各班長及び関係者と協力して負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに搬出する。

### (2) 医療活動

発電所対策本部救護厚生班長は、各班長及び関係者と協力して負傷者等に応急処置、除染等の措置を講ずるとともに、必要に応じて別図2-10に定める発電所内の応急処置施設に搬送する。また、外部の病院又は放射線医学総合研究所への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

なお、負傷者等の症状、汚染及び被ばくの程度から救命のために緊急を要する場合は、発電所内での除染等の措置を実施せずに外部の病院へ移送する。

### (3) 医療機関への搬送に関する措置

発電所対策本部救護厚生班長は、放射性物質により汚染した傷病者を医療機関に搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時には医療機関に必要な情報を伝達する。

## 4. 消火活動

発電所対策本部支援・消防班長は、火災が発生した場合には、速やかに火災の状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

## 5. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の各班長は、防災関係機関に消防活動等を要請する場合には、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。

また、防災関係者到着時も、同様とする。

## 6. 汚染拡大の防止

- (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、不必要的被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。
- (2) 発電所対策本部応急復旧対策班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

## 7. 線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

## 8. 広報活動

- (1) 発電所対策本部対外情報班長及び本店対策本部広報班長は、報道機関が発電所又は本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて現地プレスセンター及び中央プレスセンターを開設する。ただし、原子力災害による被害が拡大し、現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性があると判断した場合、別に指定する場所でプレス発表を行う。
- (2) 発電所対策本部対外情報班長及び本店対策本部本部統括班長（原子力）は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。
- (3) 発電所対策本部対外情報班長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、原則として、オフサイトセンターのプレスルームで他関係機関と連携してプレス発表を行う。

## 9. 応急復旧

- (1) 施設又は設備の整備並びに点検

発電所対策本部技術班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡回点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

発電所対策本部応急復旧対策班長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、措置の内容、実施担当者を明確にしたうえで、応急復旧計画を策定するとともに、当該計画に基づき復旧対策を実施する。

- (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

## 10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため、次に掲げるもののうち、関係する事項について措置を検討し、実施する。

- (1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。
- (2) 発電所対策本部技術班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。
- (3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。
- (5) 発電所対策本部技術班長は、事故発生ユニットについては、事故拡大防止に必要な運転上の措置を行う。
- (6) 発電所対策本部技術班長は、他のユニットについては、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (7) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

## 11. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部支援・消防班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達する。また、発電所対策本部支援・消防班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部支援班長（総務）に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

## 12. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

### 13. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火及び延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のため必要な措置

### 14. 応急措置の実施報告

- (1) 発電所対策本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式9にその概要を記入し、別図2-7に定める報告経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告し、その内容及び報告結果を記録として保存する。
- (2) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、応急措置を実施した場合、様式10にその概要を記入し、別図2-7に定める報告経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関に報告し、その内容及び報告結果を記録として保存する。
- (3) 発電所対策本部長は、(1), (2)の報告を行う際、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない報告先がある場合は、他の使用可能な通信機器、報告文の手渡し等の手段による報告実施に努める。

## 15. 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等

### (1) オフサイトセンターへの派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、静岡県知事、御前崎市長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表3-1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

#### ア. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (ア) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (イ) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (ウ) 報道機関への情報提供
- (エ) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (オ) 原子力災害合同対策協議会（以下、原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」と読み替える。）への参加 等

#### イ. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (ア) 環境放射線モニタリング
- (イ) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (ウ) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (エ) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会において必要な業務を行う。

また、本店対策本部長は、本店からオフサイトセンターへの派遣員を選定し、派遣する。

## (2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店緊急事態対策要員及びその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援拠点に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路又は空路により輸送する。

原子力事業所災害対策支援拠点は、複数の拠点により必要な広さを確保して業務を分散させる。また、放射線管理業務を行う拠点については、警戒区域の設定範囲内の適切な場所に選定する。

### ア. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

- (ア) 発電所への物資・要員の派遣
- (イ) 輸送に付随する放射線管理、警戒区域の入退域管理

## (3) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織への協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受け、本店対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織へ協力を要請する。

### 第3節 緊急事態応急対策

#### 1. 第2次緊急体制の発令等

- (1) 別表2-1に定められた状態に至った後、別表2-2の事象が発生し、発電所対策本部長が別表2-2に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、発電所対策本部長は、次に掲げる項目について実施する。
- ア. 第2次緊急事態を宣言し、第2次緊急体制を発令する。
- イ. 発電所対策本部技術班長を経由して、様式1-1又は様式1-2に所定の事項を記入して、直ちに別図2-7に定められた箇所に報告し、その内容及び報告結果を記録として保存する。なお、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない報告先がある場合は、他の使用可能な通信機器、報告文の手渡し等の手段による報告実施に努める。
- ウ. 別図2-8に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長及びその他必要な箇所に第2次緊急体制を発令した旨を連絡する。
- (2) 本店対策本部長は、発電所対策本部長より第2次緊急体制発令の報告を受けた場合、本店における第2次緊急体制を発令する。

#### 2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

発電所対策本部長は、オフサイトセンターが設置された場合、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取るとともに、原子力災害合同対策協議会からの要請事項に対応する。

また、発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事又は御前崎市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

#### 3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

#### 4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

## 第4章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（緊急体制解除以降は発電所長）は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

### 第1節 緊急体制の解除

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急体制を解除した場合、その旨を別図2-7に定める報告経路により報告する。

### 第2節 事後対策の計画等

#### 1. 復旧対策

発電所対策本部長（緊急体制解除以降は発電所長）は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施工程及び実施担当者 等

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事又は御前崎市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

なお、発電所対策本部長（緊急体制解除以降は発電所長）は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 事象発生輸送物の除染の実施
- (3) 事象発生輸送物損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施工程及び実施担当者 等

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

## 2. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

## 3. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び自治体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

## 4. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長（緊急体制解除以降は発電所長）は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

## 5. 健康維持対策の実施

発電所対策本部長（緊急体制解除以降は発電所長）は、緊急事態対策要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。

### 第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等

#### 1. オフサイトセンターへの派遣

発電所対策本部長（以下、緊急体制解除以降は「発電所長」と読み替える。）は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、静岡県知事、御前崎市長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、別表4－1に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

##### （1）広報活動に関する事項

- ア. 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- イ. 報道機関への情報提供

##### （2）環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ア. 環境放射線モニタリング
- イ. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ウ. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- エ. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員と連絡を密に取るとともに、原子力災害合同対策協議会等からの要請事項に対応する。

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会等において必要な業務を行う。

#### 2. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織への協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受け、本店対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織へ協力を要請する。

## 第5章 その他

### 第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、発電所長は、本店原子力部長からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について、別表5－1に示す原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力をを行うものとする。

1. 環境放射線モニタリング
2. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
3. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用するものとする。

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

浜岡原子力発電所  
原子力事業者防災業務計画 別冊

# 図表集

## 目 次

別図 2－1 原子力防災組織の業務分掌	1
別図 2－2 本店緊急事態対策組織の業務分掌	2
別図 2－3 原子力事業所災害対策支援拠点の業務分掌	3
別図 2－4 発電所における緊急体制発令及び緊急事態対策要員非常招集の連絡経路	4
別図 2－5 本店における緊急体制発令及び本店緊急事態対策要員非常招集の連絡経路	5
別図 2－6 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路	6
別図 2－7 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報後の報告経路	10
別図 2－8 緊急体制発令後の社内の情報伝達経路	12
別図 2－9 発電所敷地境界付近の放射線測定設備	14
別図 2－10 緊急時対策所、代替指揮所及び応急処置施設等	15
別図 2－11 原子力事業所災害対策支援拠点候補地	16
別図 2－12 発電所敷地内の一時退避先	17
別図 3－1 公表内容の伝達経路	18
別表 2－1 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準	19
別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準	28
別表 2－3 原子力防災要員の業務と配置	32
別表 2－4 発電所敷地境界付近の放射線測定設備	33
別表 2－5 原子力防災資機材	34
別表 2－6 原子力防災資機材以外の資機材	36

別表 2－7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材以外の資機材	4 2
別表 2－8 防災会議室の原子力防災資機材以外の資機材	4 3
別表 2－9 原子力災害対策活動で使用する資料	4 4
別表 2－10 原子力災害対策活動で使用する施設	4 5
別表 2－11 気象観測設備	4 9
別表 2－12 原子力緊急事態支援組織	5 0
別表 3－1 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与	5 1
別表 4－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与	5 2
別表 5－1 他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与	5 3
(参考1) S P D S データ項目	5 4
(参考2) 更なる防災体制の整備計画	6 8

別図2-1

## 原子力防災組織の業務分掌

<b>発電所対策本部 (本部長)</b> 発電所長 (原子力防災管理者)  <b>(副本部長)</b> 副原子力防災管理者	技術班*1 (80名程度)	①発電所設備の状況、機器の動作状況等の把握*2 ②原因分析及び対応操作検討*2 ③対外(国)機関との連絡調整*2 ④事象の拡大性評価*2 ⑤情報管理及び記録*2 ⑥各班の状況把握 ⑦本店対策本部との情報連絡*2 ⑧対外発表資料作成 ⑨事故拡大防止に必要な運転上の措置 ⑩発電所施設の保安維持
	放射線管理班*1 (90名程度)	①発電所建物内の汚染測定、放射線測定、評価、立入規制及び除染指示*2 ②汚染拡大防止策検討*2 ③環境モニタリングの実施*2 ④放出放射能評価 ⑤放射能影響範囲の推定及び防護措置*2 ⑥医療措置に係わる放射線管理 ⑦緊急事態対策要員・退避者の被ばく管理及び記録
	応急復旧対策班*1 (150名程度)	①応急復旧計画の策定(原因究明、拡大防止、除染)及び復旧対策の実施*2
	対外情報班 (40名程度)	①対外(都道府県、市町村)機関との連絡調整*2 ②地元状況の把握及び問合せ対応 ③報道機関への情報提供及び問合せ対応*2
	救護厚生班 (30名程度)	①救護医療活動*2 ②被災者等の把握
	安否確認班 (30名程度)	①発電所員及びその家族の状況確認
	支援・消防班*1 (130名程度)	①警備対策*2 ②退避誘導*2 ③資機材の調達輸送*2 ④所内への周知 ⑤食料、被服及び宿泊の調達手配 ⑥火災を伴う場合の消防活動 ⑦他の班に属さない事項
	オフサイトセンター派遣班 (20名程度)	①原子力災害合同対策協議会における情報交換等*2 ②内閣総理大臣、原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整*2 ③原子力災害合同対策協議会における緊急事態応急対策についての相互の協力*2

\*1 これら班の班員から遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

\*2 原子力災害対策特別措置法に定められた業務の種別

別図 2-2

## 本店緊急事態対策組織の業務分掌

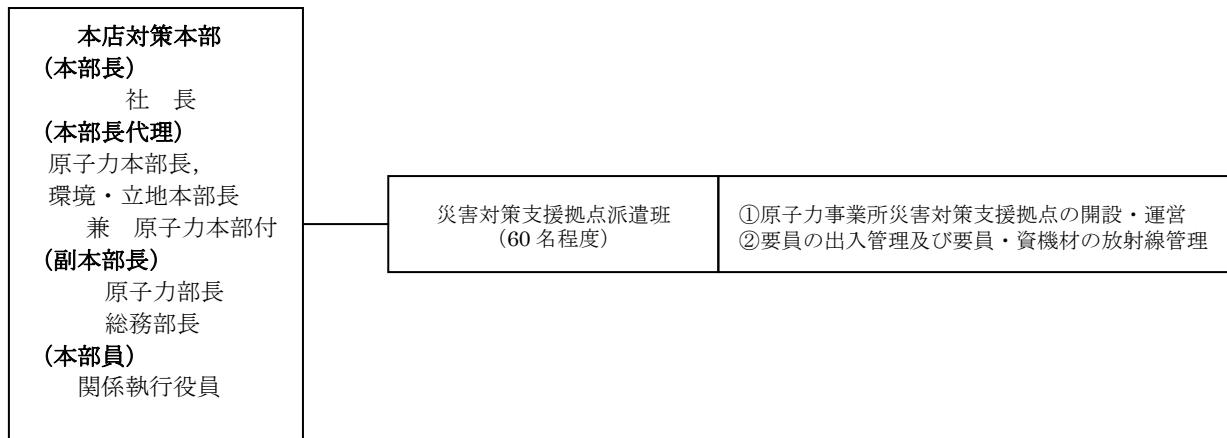
<b>本店対策本部 (本部長)</b> 社長 <b>(本部長代理)</b> 原子力本部長, 環境・立地本部長 <b>(副本部長)</b> 原子力部長 総務部長 <b>(本部員)</b> 関係執行役員	<b>本部 統括班</b>	原子力 (50名程度)	①本部の設営、運営、要員動員の把握 ②本部指令の伝達、全体状況の把握 ③対外対応の統括 ④現地・東京への支援派遣 ⑤官庁関係への報告・連絡 ⑥発電所対策本部との情報連絡 ⑦事故状況及び復旧状況の把握 ⑧対外発表資料作成の支援 ⑨他の原子力事業者への応援要請 ⑩他の班に属さない事項
		総務・秘書 (20名程度)	①本部の設営、運営、要員動員の把握 ②社内情報伝達 ③予備班（原子力以外）の動員 ④役員特命事項 ⑤他の班に属さない事項
	放射線管理班 (10名程度)		①放射能状況の把握 ②放射能影響範囲の把握
	応急復旧対策班 (20名程度)		①応急復旧計画の策定支援
	広報班 (40名程度)		①報道機関への情報提供及び問合せ対応
	お客さま対応班 (350名程度)		①お客さま対応
	原子力災害 コールセンター班 (60名程度)		①お客さまからの電話対応
	設備復旧班（※1） (530名程度)		①発電所設備の復旧支援
	系統運用班 (160名程度)		①需給調整、電力系統の運用
	<b>支援班</b>	総務 (50名程度)	①通話制限、車両等の手配 ②支援に係る業務で他の支援班に属さない事項
		人事 (90名程度)	①救護医療活動の支援 ②被災者等の把握 ③食料・被服の把握・調達・輸送
		資材 (130名程度)	①復旧資材の調達・輸送
		情報システム (160名程度)	①情報設備機器の調達
	被災者支援班 (5名程度)		①被災者支援対応（被災者の相談窓口等）
	オフサイトセンター派遣班 (5名程度)		①オフサイトセンターに派遣される本部長代理の支援
	原子力事業者支援本部派遣班 (10名程度)		①原子力事業者支援本部の開設・運営 ②他の原子力事業者との調整
	東京支社派遣班（※2） (10名程度)		①官庁関係対応の支援
	災害対策支援拠点派遣班 (60名程度)		①原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営 ②要員の出入管理及び要員・資機材の放射線管理
	予備班 (400名程度)		本部長の指示による

（※1）配電部、工務部、電子通信部、土木建築部、火力部で構成し、設備復旧班（配電）のように部単位で1つの班を構成する。

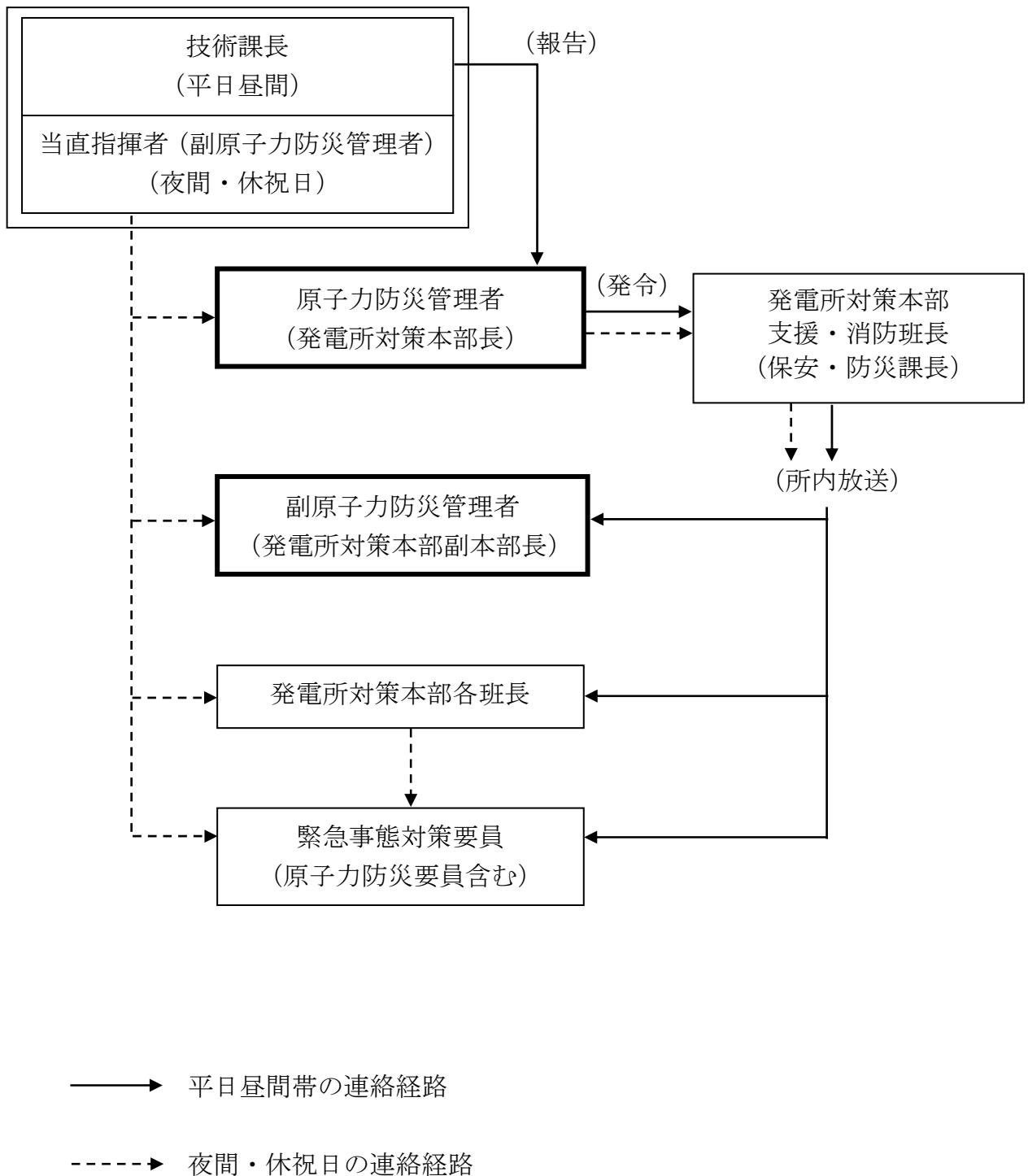
（※2）東京支社派遣班及び東京支社の一部の要員を、原子力規制庁緊急時対応センターへ派遣し、情報の交換、緊急時応急対策及び原子力災害事後対策等についての相互協力をを行う。

別図 2－3

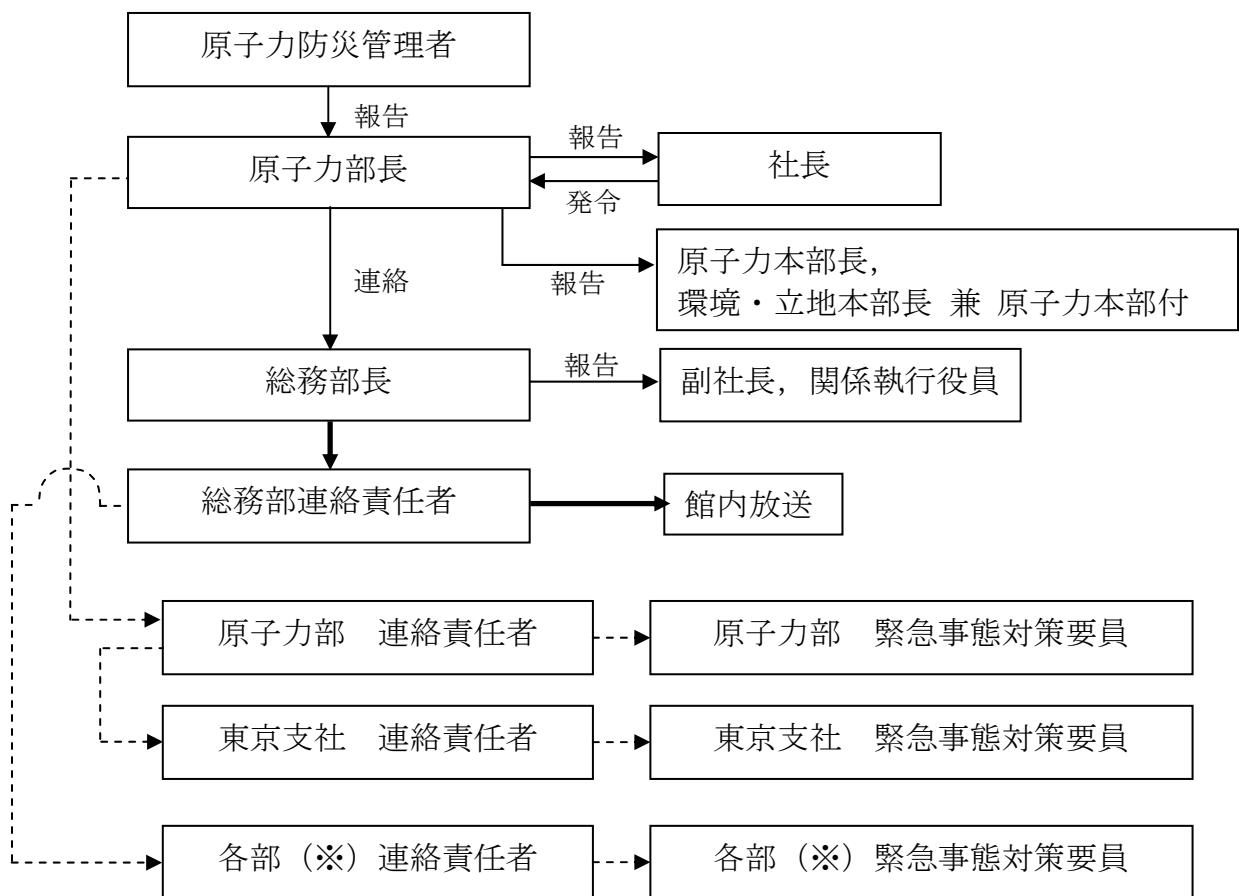
原子力事業所災害対策支援拠点の業務分掌



別図 2－4 発電所における緊急体制発令及び緊急事態対策要員非常招集の連絡経路



別図2－5 本店における緊急体制発令及び本店緊急事態対策要員非常招集の連絡経路

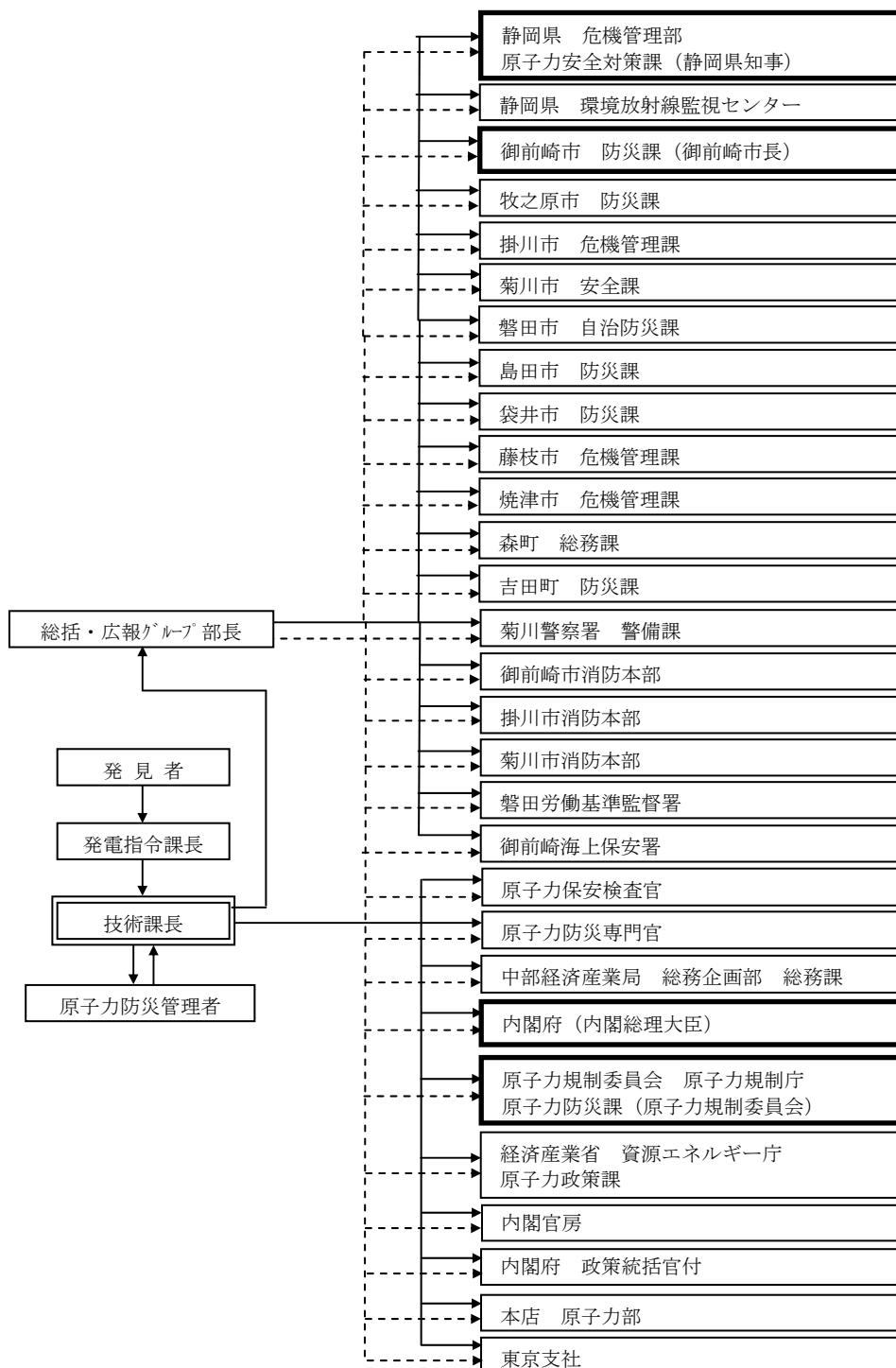


(※) 秘書部、広報部、営業部、法人営業部、エネルギー事業部、配電部、工務部、電子通信部、土木建築部、火力部、系統運用部、人事部、資材部、情報システム部、経営考查室、経営戦略本部、電力取引部、法務部、用地部、経理部、立地部、グループ事業推進部、国際事業部、監査役室、燃料部（燃料部については、原子力災害単独発災の場合のみ）

- : 平日昼間帯及び夜間・休祝日を問わない  
報告・連絡・発令経路
- : 平日昼間帯における館内放送のための  
連絡経路
- : 夜間・休祝日及び  
館内放送で招集できない場合の連絡経路

別図2-6 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報経路（1／4）

(1) 発電所内での事象発生時（平日昼間）



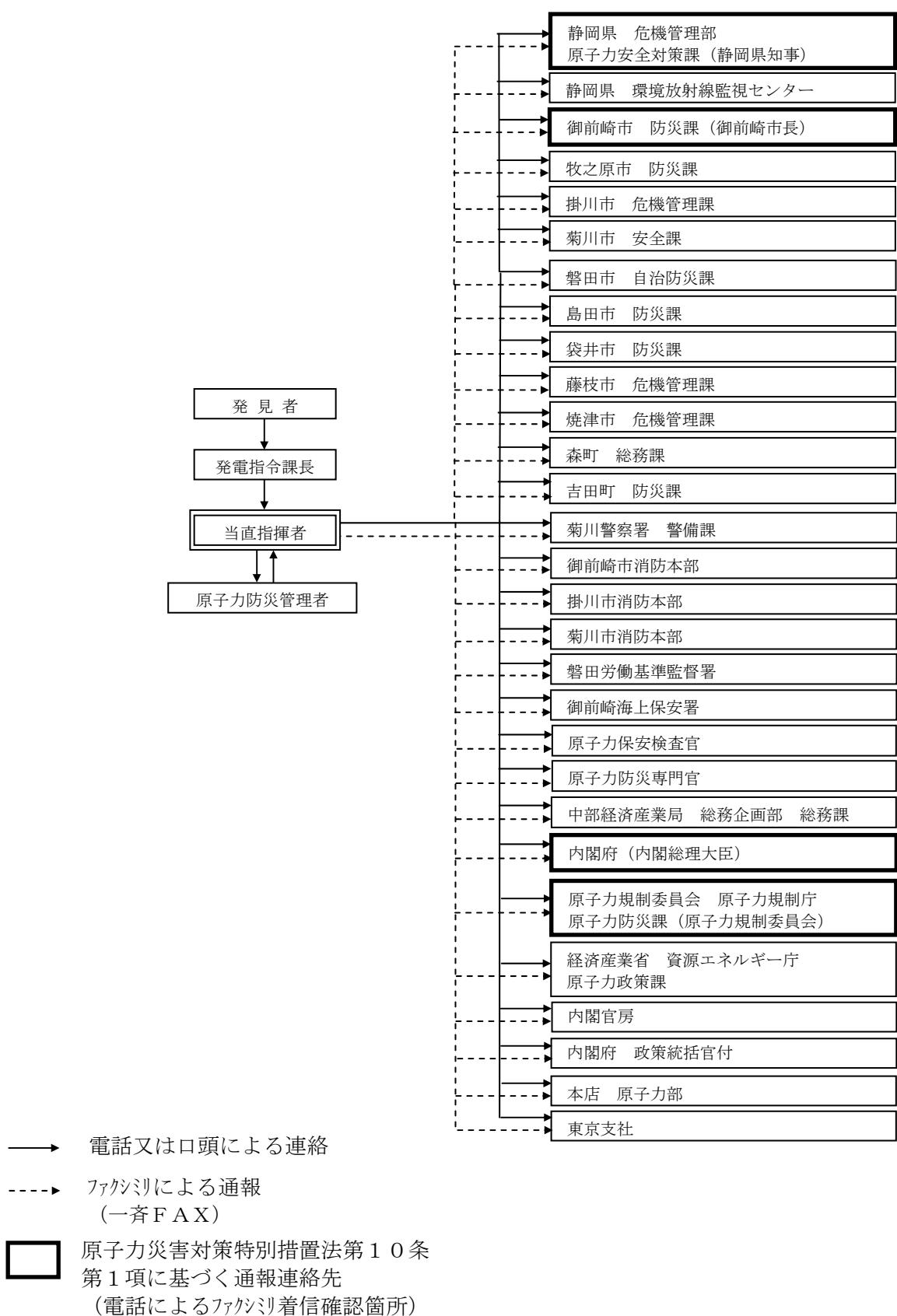
→ 電話又は口頭による連絡

- - - → ファクシミリによる通報  
(一斉FAX)

□ 原子力災害対策特別措置法第10条  
第1項に基づく通報連絡先  
(電話によるファクシミリ着信確認箇所)

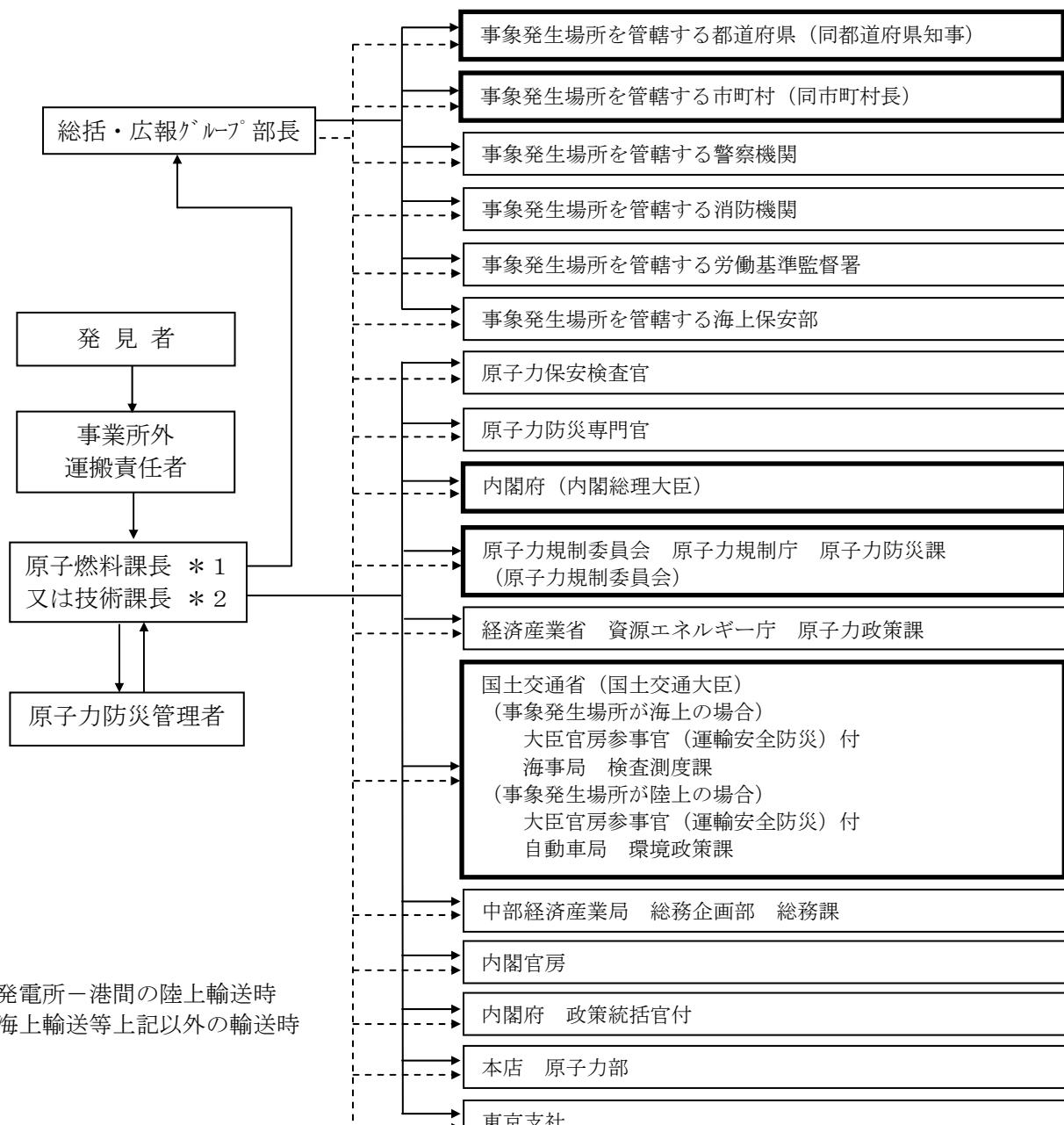
別図2-6 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報経路（2／4）

(2) 発電所内での事象発生時（夜間・休祝日）



別図2-6 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報経路（3／4）

(3) 事業所外運搬での事象発生時（平日昼間）



\* 1 発電所－港間の陸上輸送時  
\* 2 海上輸送等上記以外の輸送時

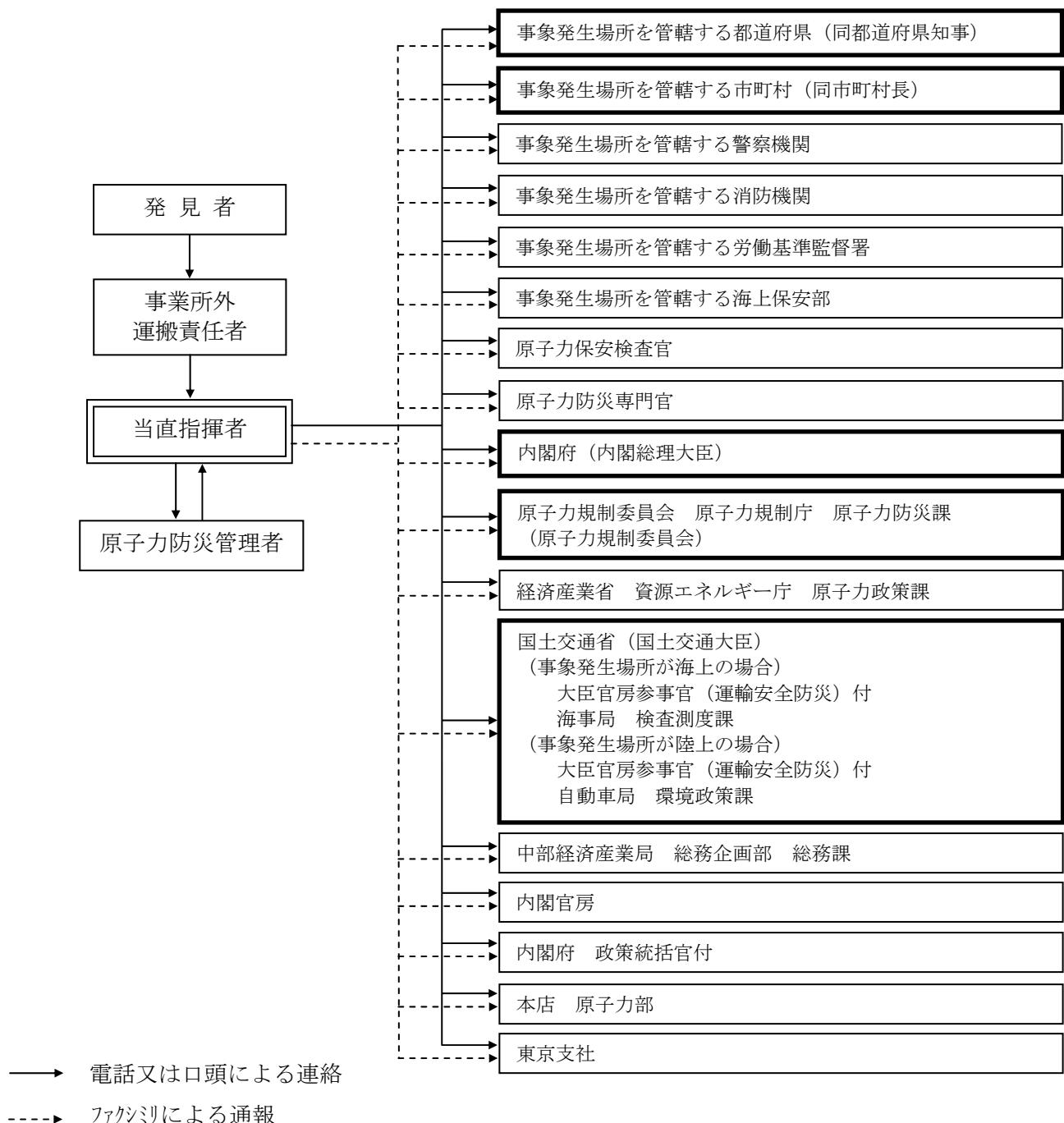
→ 電話又は口頭による連絡

- - - → ファクシミリによる通報

原子力災害対策特別措置法第10条  
第1項に基づく通報連絡先  
(電話によるファクシミリ着信確認箇所)

別図2-6 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報経路（4／4）

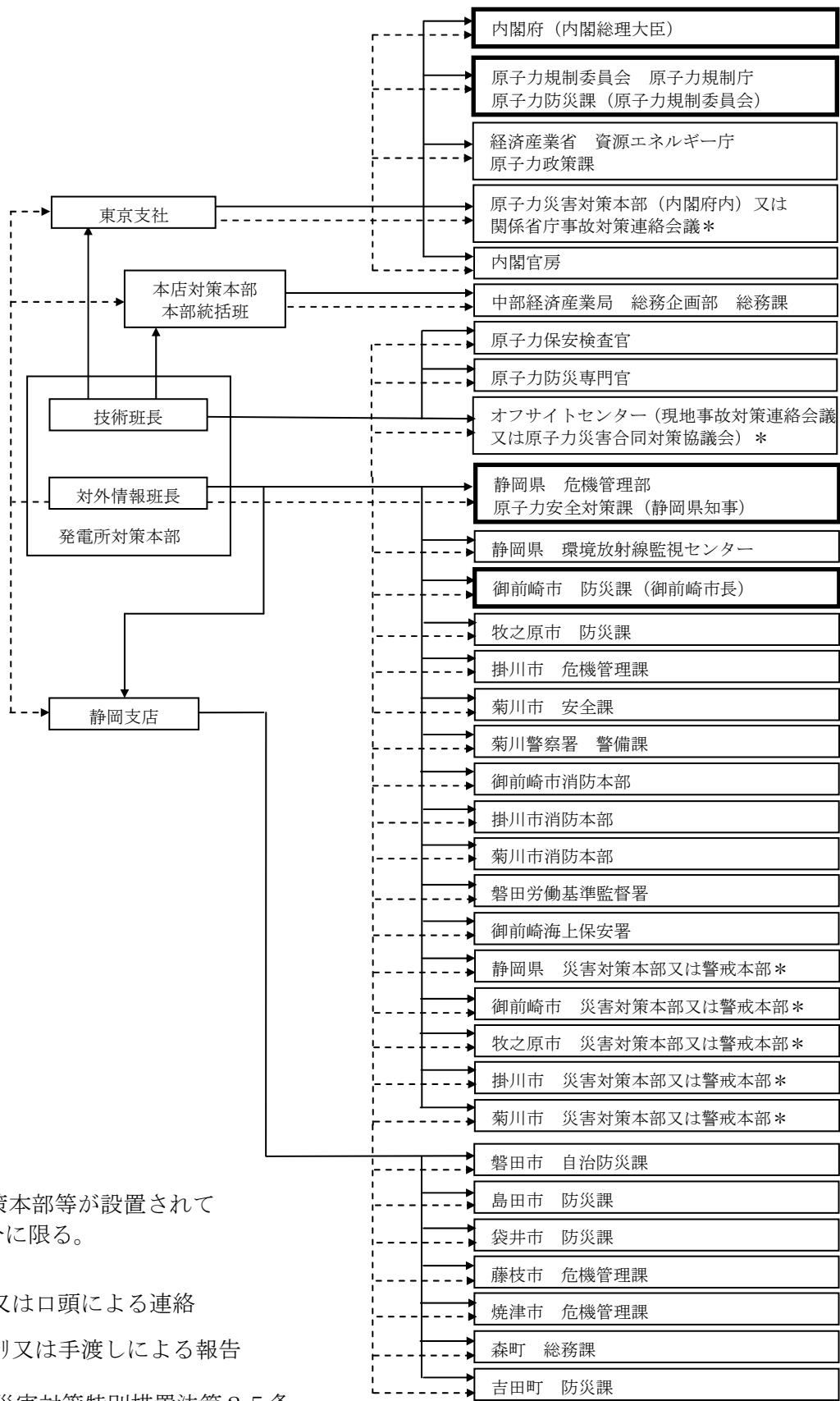
(4) 事業所外運搬での事象発生時（夜間・休祝日）



原子力災害対策特別措置法第10条  
第1項に基づく通報連絡先  
(電話によるファクシミリ着信確認箇所)

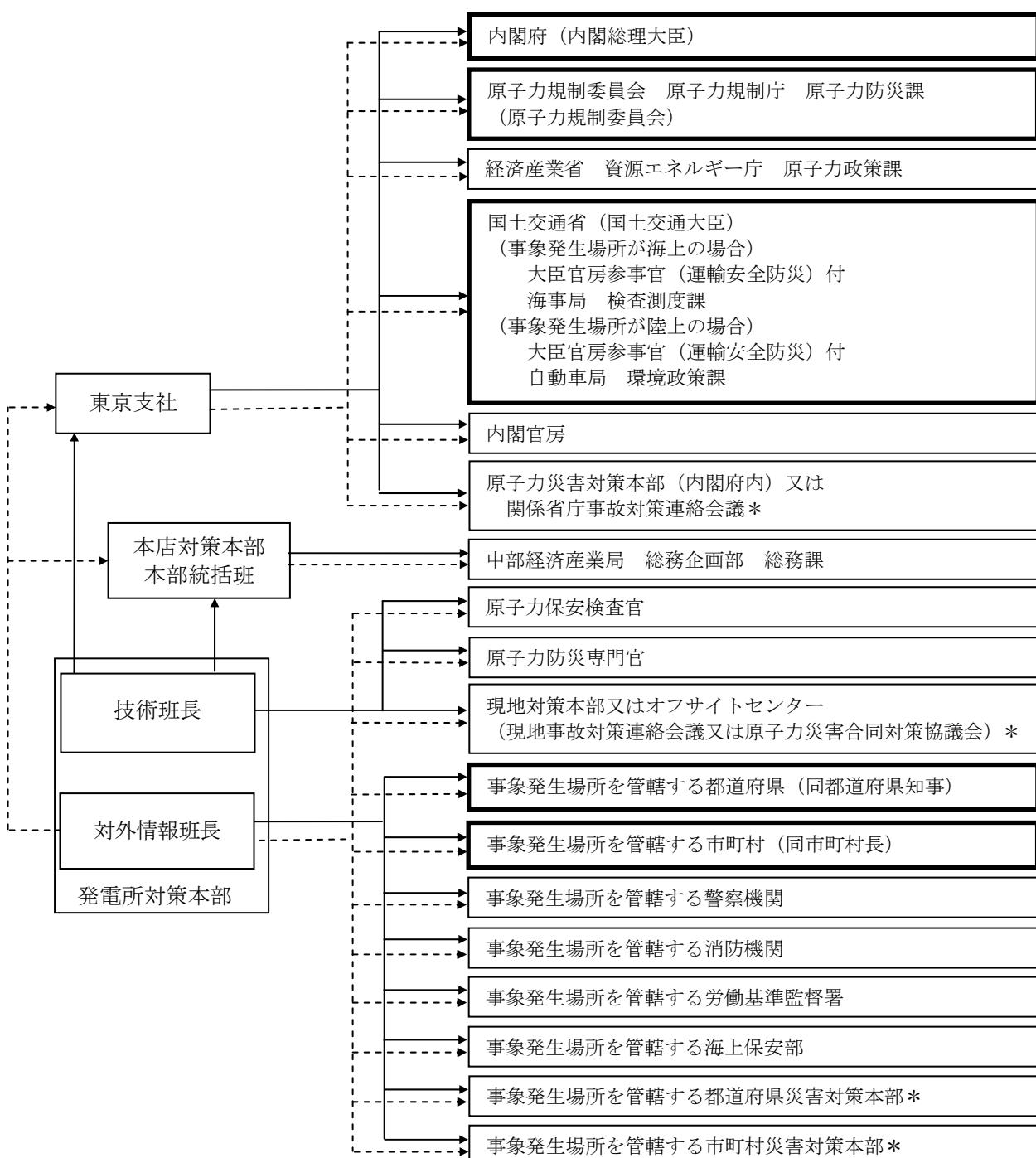
別図2-7 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報後の報告経路（1／2）

(1) 発電所内での事象発生時



別図2-7 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報後の報告経路（2／2）

(2) 事業所外運搬での事象発生時



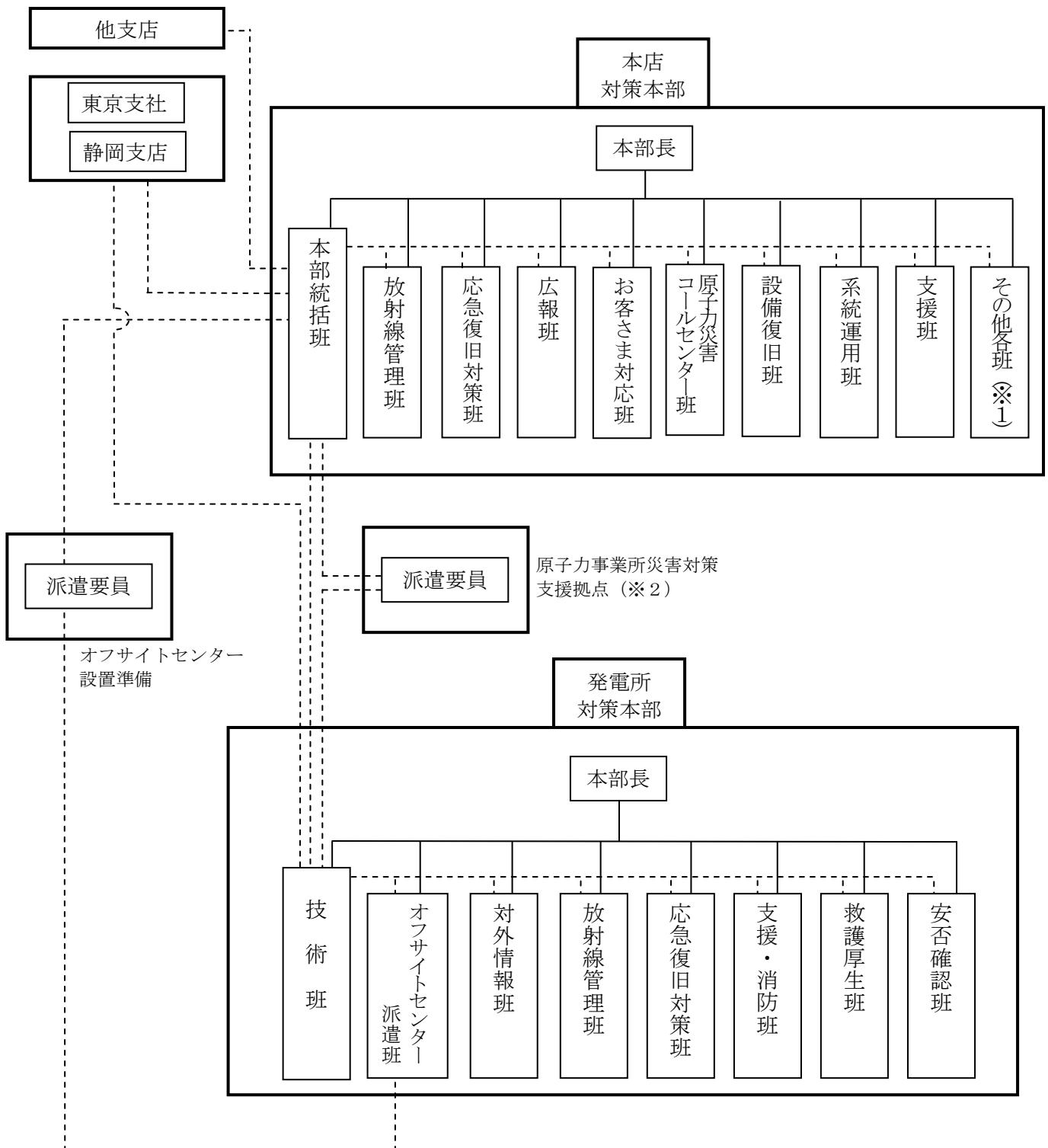
\* 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

→ 電話又は口頭による連絡

- - - → ファクシミリ又は手渡しによる報告

原子力災害対策特別措置法第25条  
第2項に基づく応急措置の報告先

別図 2－8 緊急体制発令後の社内の情報伝達経路（第1次緊急体制）（1／2）

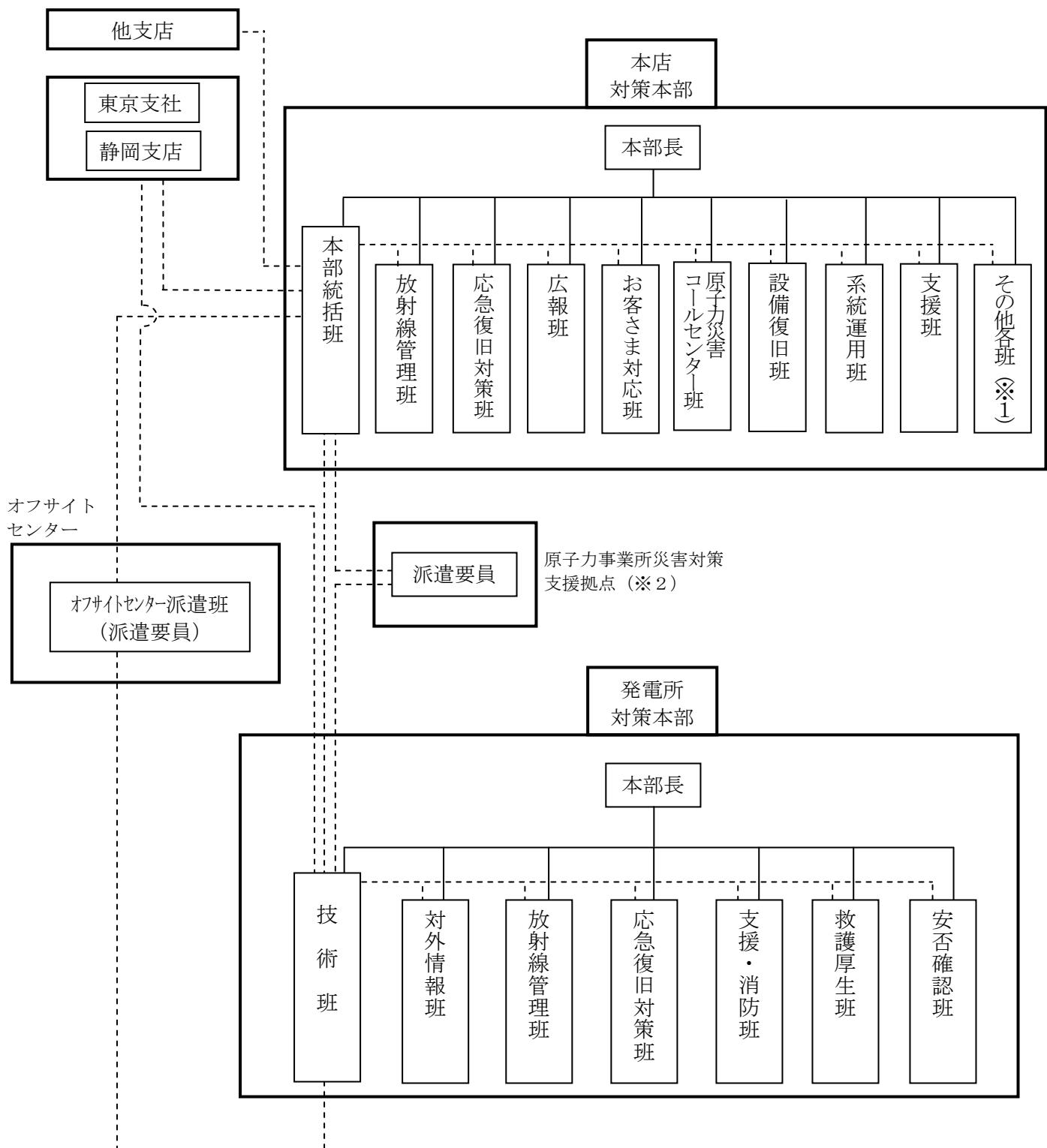


(※1) その他各班には、「被災者支援班」、「オフサイトセンター派遣班」、「原子力事業者支援本部派遣班」、「東京支社派遣班」、「災害対策支援拠点派遣班」、「予備班」が含まれる。

(※2) 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

— 社内における指示・報告  
- - - 情報伝達経路

別図 2－8 緊急体制発令後の社内の情報伝達経路（第2次緊急体制）（2／2）



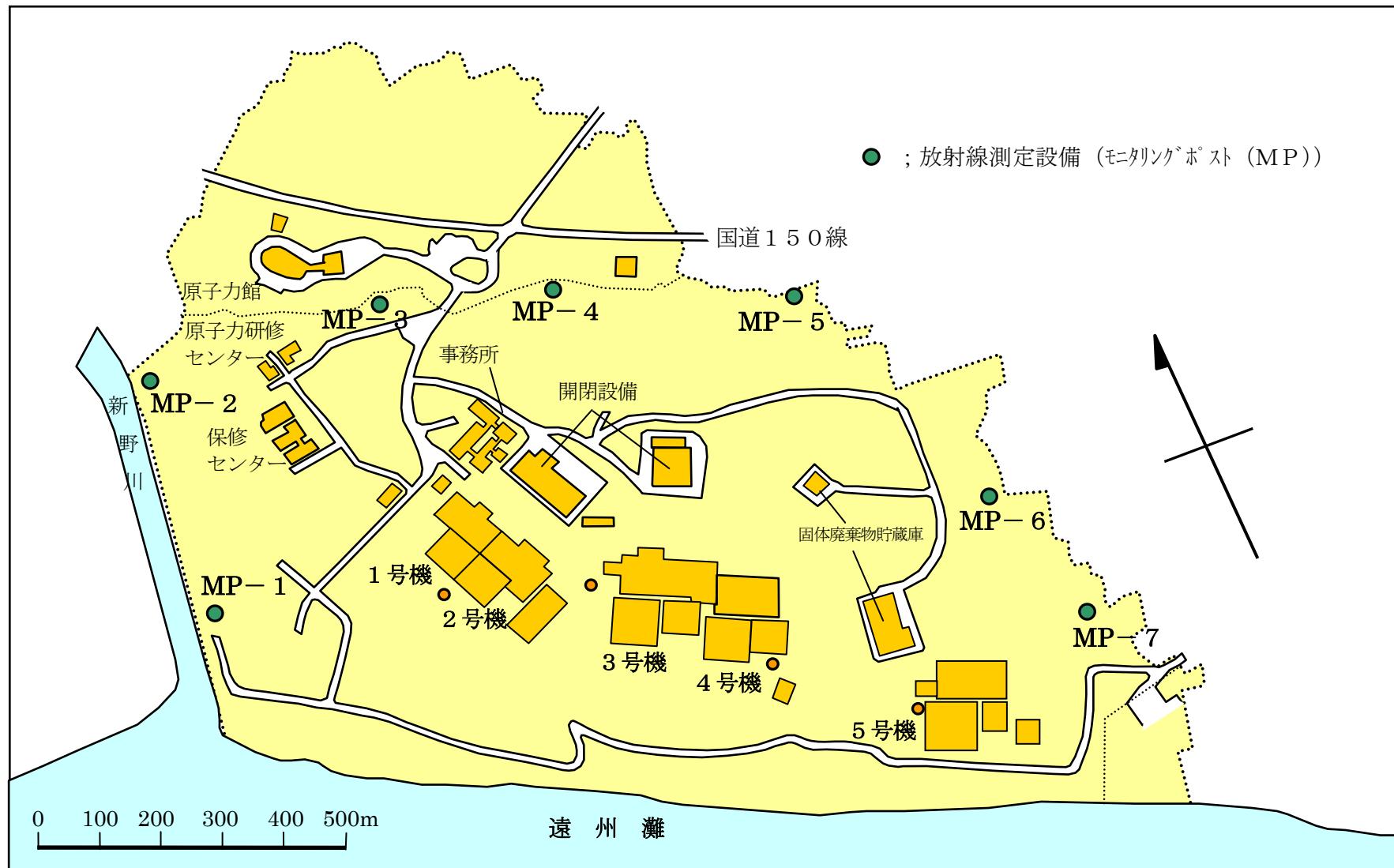
(※1) その他各班には、「被災者支援班」、「オフサイトセンター派遣班」、「原子力事業者支援本部派遣班」、「東京支社派遣班」、「災害対策支援拠点派遣班」、「予備班」が含まれる。

(※2) 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

— 社内における指示・報告  
- - - 情報伝達経路

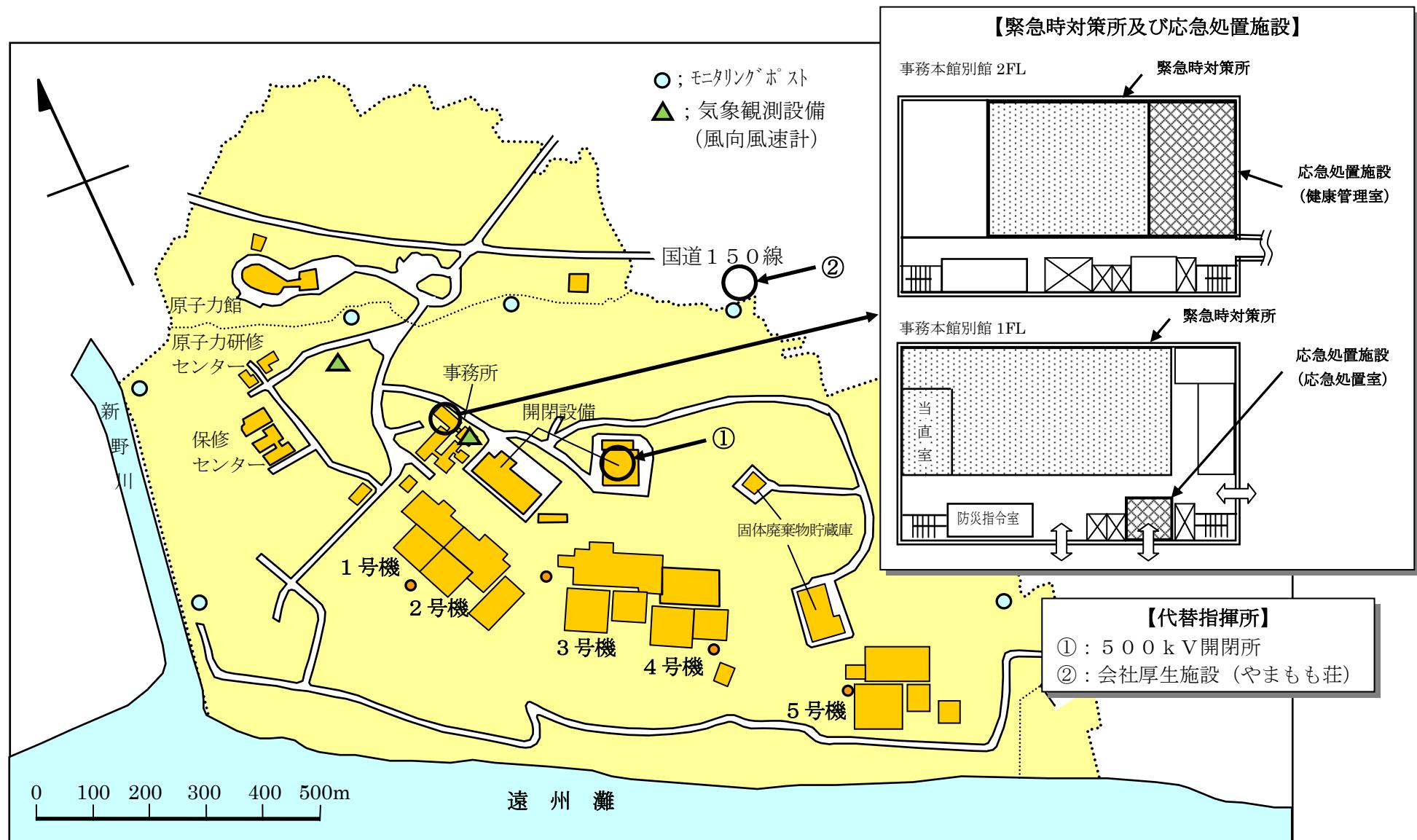
別図2-9

## 発電所敷地境界付近の放射線測定設備



別図 2-10

## 緊急時対策所、代替指揮所及び応急処置施設等



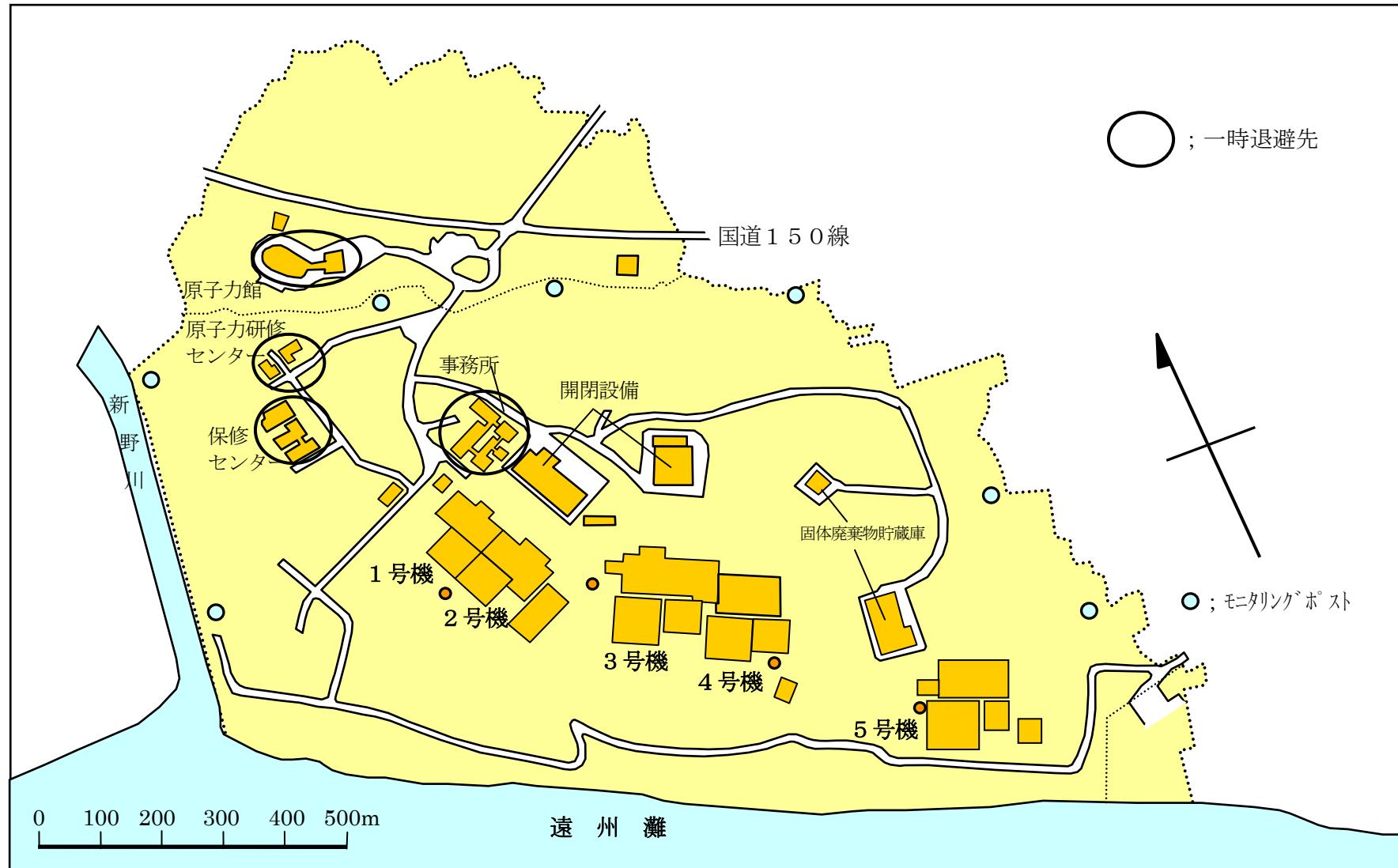
別図2-11

原子力事業所災害対策支援拠点候補地



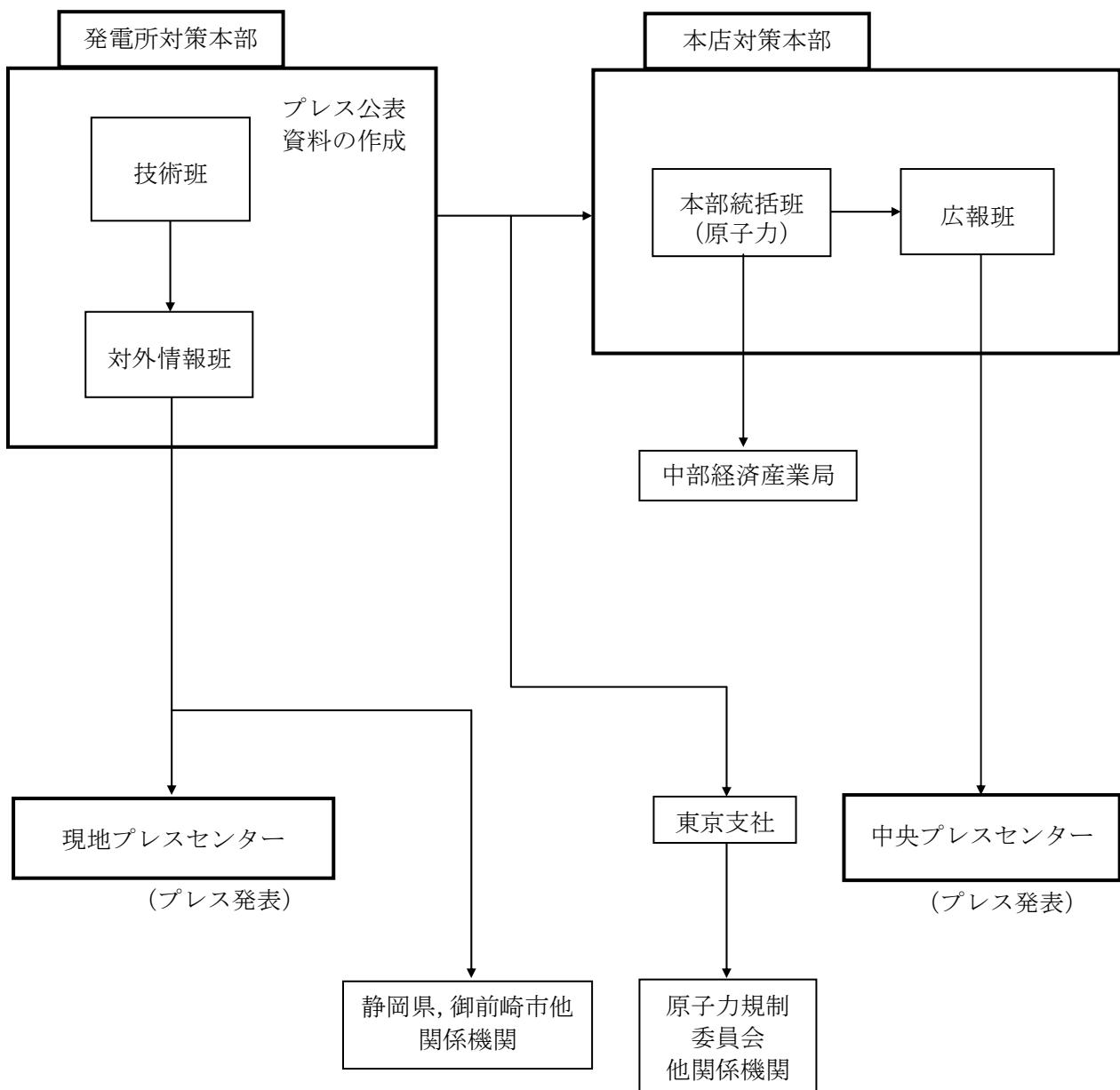
別図2-12

発電所敷地内の一時退避先



別図3－1

公表内容の伝達経路



別表 2－1 原子力災害対策特別措置法 第10条第1項に基づく通報基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>政令第4条第4項第1号  <u>第1項に規定する基準</u>以上の放射線量が<u>第2項又は前項の定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項（<u>第1項に規定する基準</u>）      法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項（<u>第2項の定めるところ</u>）      法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつるものとみなす。      一 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。）      二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>政令第4条第3項（<u>第3項の定めるところ</u>）  <u>前項の定めるところ</u>により検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第4条（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>）      令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

略 称	法 令		
(2) 放射性物質 通常経路放出	<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<u>第1項に規定する放射線量</u>に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p><u>第1項に規定する放射線量</u>：1時間当たり5マイクロシーベルト (1) 参照。</p> <p><u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>、<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>：通報すべき事象等に関する省令第5条。添付1参照。</p>		
(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出	<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>をいう。）外の場所（<u>前号に規定する場所</u>を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第6条第1項（<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>）</p> <p>令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。</p> <p>(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>前号に規定する場所</u>：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 (2) 参照。</p>	原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に、(略)規定する管理区域			

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

略 称	法 令
	<p>通報すべき事象等に関する省令第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ）令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。</p> <p>二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。</p>
	<p>通報すべき事象等に関する省令第6条第4項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
	<p>通報すべき事象等に関する省令第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準）</p> <p>令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。</p> <p>一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値</p> <p>二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度</p> <p>三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものと除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>

注：「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

略 称	法 令
(4) 事業所外運搬放射線量異常	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>） 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>
(5) スクラム失敗	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（1） 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材（略）により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷却材喪失	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（2） 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材（略）の漏えいが発生すること。
(7) 原子炉給水喪失	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（3） 原子炉（略）の運転中に当該原子炉へのすべての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）が作動しないこと。
(8) 原子炉除熱機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（5） 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能（略）が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(9) 全交流電源喪失	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（6） 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(10) 直流電源喪失	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（7） 原子炉の運転中に非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。
(11) 停止時原子炉水位異常低下	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ（8） 原子炉（略）の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位（略）まで低下すること。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令をいう。

略 称	法 令
(12) 燃料プール水位異常低下	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ(10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(13) 中央制御室使用不能	通報すべき事象等に関する省令第7条第1号イ(11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(14) 原子炉外臨界	通報すべき事象等に関する省令第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。
(15) 事業所外運搬事故	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

注：「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令をいう。

添付1 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条第1項の規定に基づく水準 (1/4)

場合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた <u>空気中濃度限度</u> を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付1（3/4））に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた <u>空気中濃度限度</u> に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付1（4/4））に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた <u>水中濃度限度</u> に、50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

場合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	<p>イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、<u>空気中濃度限度</u>（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付1（3/4））に基づく係数を乗じて得た値</p>	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	<p>ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、<u>空気中濃度限度</u>（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付1（4/4））に基づく係数を乗じて得た値</p>	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	<p>ハ 水中の放射性物質にあっては、<u>水中濃度限度</u>（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第1条（定義）

空気中濃度限度：（略）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第4号（略）の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものという。

水中濃度限度：（略）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第7号（略）の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものという。

別表 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令第5条関係)

## (1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 [m<sup>3</sup> / s]

放射性物質が放出される地点の地表からの高さ(注)(m)	排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離(m)																			
		20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	60以上70未満	70以上80未満	80以上90未満	90以上100未満	100以上200未満	200以上300未満	300以上400未満	400以上500未満	500以上600未満	600以上700未満	700以上800未満	800以上900未満	900以上1000未満	
	1未満	$1 \times 10$	$5 \times 10$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^2$	$5 \times 10^2$	$5 \times 10^2$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^3$	$5 \times 10^3$	$1 \times 10^4$	$5 \times 10^4$	$5 \times 10^4$	$5 \times 10^4$					
	1以上10未満	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^2$	$5 \times 10^2$	$5 \times 10^2$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^3$	$5 \times 10^3$	$1 \times 10^4$	$5 \times 10^4$	$5 \times 10^4$	$5 \times 10^4$					
	10以上20未満	$1 \times 10^4$	$5 \times 10^4$																	
	20以上30未満	$1 \times 10^5$																		
	30以上40未満	$1 \times 10^5$																		
	40以上50未満	$1 \times 10^5$	$5 \times 10^5$																	
	50以上60未満	$5 \times 10^5$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^6$															
	60以上70未満	$5 \times 10^5$	$1 \times 10^6$																	
	70以上80未満	$1 \times 10^6$																		
	80以上90未満	$1 \times 10^6$																		
	90以上100未満	$1 \times 10^6$																		
	100以上110未満	$1 \times 10^6$																		
	110以上120未満	$1 \times 10^6$																		
	120以上130未満	$1 \times 10^6$																		
	130以上140未満	$1 \times 10^6$																		
	140以上150未満	$1 \times 10^6$	$5 \times 10^6$																	
	150以上	$1 \times 10^6$	$5 \times 10^6$	$5 \times 10^6$	$5 \times 10^6$															

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

单位 [ $m^3$ ]

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表2－2 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準

略 称	法 令
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>法第15条第1項第1号</p> <p>第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は<u>政令で定める放射線測定設備及び測定方法</u>により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として<u>政令で定めるもの</u>以上である場合</p> <p><u>政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備）</u></p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第1条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p><u>政令第6条第2項（政令で定める測定方法）</u></p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p><u>政令第6条第3項（政令で定める基準）</u></p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり5マイクロシーベルト以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 1時間当たり500マイクロシーベルト</p> <p>二 （以下、略）</p>

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

略 称	法 令
(2) 放射性物質 通常経路放 出	<p>政令第6条第4項第1号</p> <p>第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上</u>の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第12条第1項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>）</p> <p>令第6条第4項第1号の<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に100を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
(3) 火災爆発等 による放射 性物質放出	<p>政令第6条第3項</p> <p>法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト</p> <p>三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号</p> <p>第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準以上</u>の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。</p> <p>通報すべき事象等に関する省令第13条（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>）</p> <p>令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。</p> <p>2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。</p> <p>3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

略 称	法 令
(4) 事業所外運搬放射線量上昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり 10 ミリシーベルト
(5) 原子炉外臨界	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
(6) 原子炉停止機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第14条イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。
(7) 非常用炉心冷却装置(ECCS)作動失敗	通報すべき事象等に関する省令第14条ロ 原子炉（略）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は沸騰水型軽水炉等において当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合（略）において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
(8) 格納容器圧力上昇	通報すべき事象等に関する省令第14条ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 圧力抑制機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第14条ニ 原子炉（略）の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
(10) 原子炉冷却機能喪失	通報すべき事象等に関する省令第14条ホ 原子炉の運転中（（略）全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。）において、原子炉を冷却する全ての機能（略）が喪失すること。
(11) 直流電源喪失	通報すべき事象等に関する省令第14条ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(12) 炉心溶融	通報すべき事象等に関する省令第14条ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

略称	法令
(13) 停止時原子炉 水位低下	通報すべき事象等に関する省令第14条チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(14) 中央制御室等 使用不能	通報すべき事象等に関する省令第14条ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(15) 事業所外運搬 事故	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

注：「通報すべき事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令をいう。

別表2－3 原子力防災要員の業務と配置

原子力防災要員の業務	配置	原子力防災組織の班名
(1)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	技術班
		対外情報班
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班
(2)原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班
(3)特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	対外情報班
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班
(4)原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	技術班
		放射線管理班
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班
(5)原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	技術班
		放射線管理班
(6)防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	技術班
		応急復旧対策班
(7)放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班
		応急復旧対策班
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班
(8)被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	救護厚生班
(9)原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	支援・消防班
(10)原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	支援・消防班
		安否確認班

別表 2－4

発電所敷地境界付近の放射線測定設備

分類	検出器種類	計測範囲	個数	点検頻度
発電所敷地境界付近の放射線測定設備	NaI (TI) シンチレーション	$10^1 \sim 10^5$ nGy/h	7	1回／年
	イオンチェンバー	$10^1 \sim 10^8$ nGy/h	7	

別表 2-5 原子力防災資機材（1／2）

原子力防災資機材現況届出書の名称		発電所該当名称	数量	設置個所・保管場所 （）内は T.P. 高さ	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)	38組	事務本館 別館4階 (+24.5m)	1回／年
	呼吸用ポンベ付 一体型防護マスク	セルフエアセット	4個		1回／年
	フィルター付き 防護マスク	全面マスク (フィルター含む)	38個		1回／年
非常用通信機器	緊急時電話回線	緊急時電話回線	4回線	緊急時対策所 (+10.3m)	2回／年
	ファクシミリ	NTT FAX	2台		2回／年
	携帯電話等	PHS	14台		2回／年
計測器等	固定式測定器	排気筒モニタ	4台	排気筒モニタ室 (1・2号機： +15.0m, 3号機：+0.1m, 4号機：-0.5m, 5号機：+1.5m)	2回／年
		放水口モニタ	4台	放水口モニタ室 (1・2号機：+6.1m, 3号機：+8.1m, 4号機：+8.1m, 5号機：+6.1m)	2回／年
	ガンマ線測定用 サーベイメータ	電離箱 サーベイメータ	2台	事務本館 別館4階 (+24.5m)	2回／年
		γシンチレーションサ ーベイメータ	2台		2回／年
	中性子線測定用 サーベイメータ	中性子 サーベイメータ	2台		2回／年
	空間放射線積算 線量計	蛍光ガラス 線量計素子	200個		1回／年
	表面汚染密度測定用サ ーベイメータ	GM汚染 サーベイメータ	4台		2回／年
		α汚染 サーベイメータ	1台		2回／年

別表 2-5 原子力防災資機材（2/2）

原子力防災資機材現況届出書の名称			発電所該当名称	数量	設置個所・保管場所 () 内は T.P. 高さ	点検頻度
計測器等	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	高流量ダストサンプラ	20 台	事務本館 別館 4 階 (+24.5m)	2 回／年
			ダスト・ヨウ素サンプラ	※2 台		1 回／年
		測定器	GM式計数装置	2 台		2 回／年
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	ダスト・ヨウ素サンプラ	※一台	モニタリングカー (+25.0m)	1 回／年
			NaI(Tl)式計数装置	2 台		2 回／年
	個人用外部被ばく線量測定器		電池式線量計	82 台	事務本館 別館 4 階 (+24.5m)	1 回／年
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤	32060 瓶	事務本館 別館 4 階 (+24.5m), 中央制御室 (1・2号機： +19.7m, 3号機：+19.5m, 4号機：+19.0m, 5号機：+23.6m)	1 回／年
	担架		担架	2 台	事務本館 別館 4 階 (+24.5m)	1 回／年
	除染器具		除染用具 (除染キット)	2 式		2 回／年
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		緊急車	1 台	事務本館 駐車場 (+10.0m)	1 回／年
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓設備	1 式	発電所構内各所	2 回／年
	その他	モニタリングカー	モニタリングカー	2 台	500kV開閉所 (+25.0m)	2 回／年

※ ダスト・ヨウ素サンプラは、可搬式ダスト測定関連機器と可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器を兼ねる。

別表 2－6

原子力防災資機材以外の資機材（1／6）

分類	名称	数 量	設置個所・ 保管場所 ( ) 内は T.P. 高さ	点検頻度
非常用 通信機器	社内ホットライン（本店↔浜岡）	2回線	緊急時対策所 (+10.3m)	1回／年
	NTT電話	2回線		1回／年
	NTTファックス	3台		1回／年
	防災専用電話	10台		1回／年
	本部用・災害用一般電話	9台		1回／年
	衛星電話	2台		1回／年
統合原子力 防災ネット ワーク用 通信機器	テレビ会議システム（地上）	1台	緊急時対策所 (+10.3m)	1回／年
	I P電話（地上）	4台		1回／年
	I Pファックス（地上）	2台		1回／年
	NTT電話	1台		1回／年
	NTTファックス	1台		1回／年
計測器等	ホールボディカウンタ	3台	事務本館 東館1階 (+10.1m)	1回／年
その他資機材	業務車	3台	発電所構内駐車場	2回／年

別表 2-6

原子力防災資機材以外の資機材（2／6）

分類	名称		数 量	設置個所・ 保管場所 ( ) 内は T.P. 高さ	点検頻度
シビアアクシデント対策等により整備した主な資機材	災害対策用発電機	1号	150kVA 発電機	2台	1号機原子炉建屋 2階 D/G 屋上 (+14.5m)
			ケーブル	1式	2号機原子炉建屋 2階 ディーゼル 機関空気 取入口室 (B) (+14.5m)
		2号	150kVA 発電機	2台	2号機原子炉建屋 2階 D/G 屋上 (+14.5m)
			ケーブル	1式	2号機原子炉建屋 2階 ディーゼル 機関空気 取入口室 (B) (+14.5m)
		3号	150kVA 発電機	4台	3号機原子炉建屋 3階 中間屋上 (+22.8m, +24.0m)
			ケーブル	1式	3号機原子炉建屋 2階 D/G (A) 移送ファン室 (+16.0m)
		4号	150kVA 発電機	5台	4号機原子炉建屋 3階 中間屋上 (+22.8m)
			ケーブル	1式	4号機原子炉建屋 3階 原子炉室給気 隔壁弁エリア (+22.8m)
		5号	220kVA 発電機	4台	5号機原子炉建屋 3, 4階 中間屋上 (+21.3m, +30.5m)
			ケーブル	1式	5号機原子炉建屋 2階 原子炉補機室 (C)系空調機室 (+15.5m)

別表 2-6

原子力防災資機材以外の資機材（3／6）

分類	名称		数 量	設置個所・保管場所 () 内は T.P. 高さ	点検頻度	
シビアアクシデント対策等により整備した主な資機材	可搬式動力ポンプ (ホース含む)		VC72PRO II (1.0MPa, 52.8m <sup>3</sup> /h, 揚程 102m)	6 台	500kV 開閉所 (+25.0m)	1 回／月
			VC62PRO II (0.8MPa, 67.8m <sup>3</sup> /h 揚程 81m)	6 台		1 回／月
			ホース	172 本		1 回／月
	燃料 (ガソリン)		2,000 ℥ 以上	発電所敷地内の T.P. +25m 以上の 場所		1 回／年
	窒素ガスポンベ		3 号 1.5m <sup>3</sup> 15MPa	2 基	3 号機原子炉建屋 2 階 バルブラッピング室 (+15.0m)	1 回／年
			4 号 1.5m <sup>3</sup> 15MPa	2 基	4 号機原子炉建屋 2 階 バルブラッピング室 (+15.0m)	1 回／年
	穴あけ作業用の 資機材		エンジン発電機	各号機 1 台	原子炉建屋屋上 (1 号機 : +25.3m, 2 号機 : +28.0m, 3 号機 : +24.0m, 4 号機 : +25.0m, 5 号機 : +43.3m)	1 回／月
			ニブラ	各号機 1 式		1 回／月
			ハンマードリル	各号機 1 式		1 回／月
	ホイールローダー		1 台	500kV 開閉所 (+25.0m)	1 回／月	
	ブルドーザー		1 台		1 回／月	
	油圧式ショベル (油圧式フォーク)		1 台		1 回／月	
	クローラーキャリア		1 台		1 回／月	
	圧力計		2 台	事務本館 別館 4 階 (+24.5m)	1 回／年	
	デジタル温度計		2 台		1 回／年	
	放射温度計		各号機 1 個	原子炉建屋燃料 交換機操作室 (2 号機 : +35.7m 以上, 3 号機 : +36.8m, 4 号機 : +37.0m, 5 号機 : +38.1m)	1 回／年	
	巻き尺		各号機 1 個		1 回／年	
	カラビナ		各号機 1 個		1 回／年	

別表 2-6

原子力防災資機材以外の資機材 (4/6)

分類	名称	数量	設置個所・保管場所 ( ) 内は T.P. 高さ	点検頻度	
シビアアクシデント対策等により整備した主な資機材	浮き輪	各号機 1 個	3, 4 号機 原子炉建屋 4 階, 2, 5 号機 原子炉建屋 5 階 (2 号機 : +35.7m, 3 号機 : +33.6m, 4 号機 : +33.8m, 5 号機 : +34.9m)	1 回/年	
	重機及び電源設備 燃料	軽油 5,800ℓ 以上	発電所敷地内の T.P. +25m 以上の 場所	1 回/年	
	RCWS モータ (予備品)	3 号	2 台	275kV 開閉所 (+13.1m)	1 回/年
		4 号	2 台		1 回/年
		5 号	2 台		1 回/年
	燃料移送用エンジンポンプ	2 台	275kV 開閉所 (+13.1m)	1 回/年	
	燃料移送用ホース	37 本	275kV 開閉所 (+13.1m),  3, 5 号機 原子炉建屋 2 階, 4 号機 原子炉建屋 2, 3 階 (3 号機 : +16.0m, 4 号機 : +15.0m, +22.8m, 5 号機 : +34.9m)	1 回/年	
	ダイヤフラムポンプ	1 台	275kV 開閉所 (+13.1m)	1 回/年	
	エンジンコンプレッサ	1 台		1 回/年	
	エアホース	2 本		1 回/年	

別表 2-6

原子力防災資機材以外の資機材（5／6）

分類	名称			数 量	設置個所・保管場所 () 内は T.P. 高さ	点検頻度
シビアアクシデント対策等により整備した主な資機材	構内 P H S 用可搬式発電機		2. 5kVA 発電機	3 台	500kV 開閉所 (+25.0m)	1 回／月
			ケーブル	1 式		1 回／年
			1・2 号 2. 5kVA 発電機	1 台	1 号機 タービン建屋屋上 (+26.9m)	1 回／月
	中央制御室と緊急時対策所間の専用電話 (中操間インターホン)			4 組	緊急時対策所 (+10.3m), 中央制御室 (1・2号機： +19.7m, 3号機：+19.5m, 4号機：+19.0m, 5号機：+23.6m)	2 回／年
	トランシーバ			30 台	事務本館 別館 4 階 (+24.5m)	4 回／年
	衛星携帯電話			10 台		4 回／年
	個人用外部被ばく線量測定器			45 個	中央制御室 (1・2号機： +19.7m, 3号機：+19.5m, 4号機：+19.0m, 5号機：+23.6m)	1 回／年
	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)			45 組		1 回／年
	全面マスク (フィルター含む)			45 個		1 回／年
	高線量対応防護服			10 着		1 回／年
	タイベック			2200 着	500kV 開閉所 (+25.0m), 事務本館 別館 2, 3, 4 階 (2階：+15.3m, 3階：+19.9m, 4階：+24.5m)	1 回／年
	P V C スーツ			1200 着		1 回／年
	全面マスク (フィルター含む)			450 個		1 回／年
	個人用外部被ばく線量測定器			848 台	事務本館 別館 2 階, 4 階 (+15.3m, +24.5m)	1 回／年

別表 2－6

原子力防災資機材以外の資機材（6／6）

分類	名称	数 量	設置個所・保管場所 () 内は T.P. 高さ	点検頻度
シビアアクシデント対策等により整備した主な資機材	顔面用保護マスク	500 個	500kV 開閉所 (+25.0m), 事務本館 別館 2 階 (+15.3m)	1回／年
	靴カバー	1000 足		1回／年
	長靴	100 足		1回／年
	綿手袋	1200 双		1回／年
	ゴム手袋	3000 双		1回／年
	照明装置	投光器	500kV 開閉所 (+25.0m)	1回／年
		バルーンライト		1回／年
		スポットライト 投光器	別館 2 階 (+15.3m)	1回／年
	可搬型発電機	10 台	500kV 開閉所 (+25.0m)	1回／年
	ヘッドライト	240 個	事務本館 別館 4 階 (+24.5m), 500kV 開閉所 (+25.0m), 中央制御室 (1・2号機： +19.7m, NRW-I : +20.2m, 3号機 : +19.5m, 4号機 : +19.0m, 5号機 : +23.6m)	1回／年
	ライフジャケット	240 個		1回／年
	テント	10 張り	500kV 開閉所 (+25.0m)	1回／年

別表 2－7 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災資機材以外の資機材

分類	名称	個数	設置個所・保管場所	点検頻度
出入管理	入退域管理用機材	1 式	本店近傍事業所	1 回／年
計測機器	GM汚染サーベイメータ	18 台	本店原子力部	1 回／年
	N a I シンチレーションサーベイメータ	1 台	本店原子力部	1 回／年
	電離箱サーベイメータ	1 台	本店原子力部	1 回／年
	個人線量計 (A P D)	405 台	本店原子力部	1 回／年
放射線障害防護用器具	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)	2700 組	本店近傍事業所	1 回／年
	全面マスク (フィルター含む)	675 個	本店近傍事業所	1 回／年
非常用通信機器	可搬型 T V 会議システム	1 台	本店近傍事業所	1 回／年
	可搬型衛星通信システム	1 台	本店近傍事業所	1 回／年
	衛星電話・ファックス	1 台	本店近傍事業所	1 回／年
	携帯電話	1 台	本店総務部	1 回／年
	モバイル P C	1 台	本店総務部	1 回／年
その他	除染用機材 (シャワー設備等)	2 式	本店近傍事業所	1 回／年

別表2-8

防災会議室の原子力防災資機材以外の資機材

分類	名称	数量	設置個所・保管場所	点検頻度
非常用通信機器	社内ホットライン（本店↔浜岡）	2回線	防災会議室	1回／年
	NTT電話	2回線	防災会議室	
	NTTファックス	2台	防災会議室	
	防災専用電話	33台	防災会議室	
	本部用・災害用一般電話	20台	防災会議室	
	IP電話	2台	防災会議室	
	衛星電話（携帯）	2台	防災会議室	
	衛星電話・ファックス	9台	防災会議室	
統合原子力防災ネットワーク用通信機器	テレビ会議システム（地上）	1台	防災会議室	1回／年
	IP電話（地上）	4台	防災会議室	
	IPファックス（地上）	2台	防災会議室	
	NTT電話	1台	防災会議室	
	NTTファックス	1台	防災会議室	

別表 2-9

原子力災害対策活動で使用する資料

資料名	
1. 発電所周辺地図	
① 発電所周辺地域地図 (1/25, 000)	■
② 発電所周辺地域地図 (1/50, 000)	■
2. 発電所周辺航空写真パネル	■
3. 発電所気象観測データ	
① 統計処理データ	
② 毎時観測データ	
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	
① 空間線量モニタリング設備配置図	
② 環境試料サンプリング位置図	
③ 環境モニタリング測定データ	
5. 発電所周辺人口関連データ	
① 方位別人口分布図	
② 集落の人口分布図	
③ 市町村人口表	
6. 主要系統模式図 (各ユニット)	
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット)	* ■
8. 系統図及びプラント配置図	
① 系統図	
② プラント配置図	* ■
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各ユニット)	
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)	
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)	
12. 規定類	
① 原子炉施設保安規定	* ■
② 原子力事業者防災業務計画	* ■
13. 事故時の運転操作手順	
14. 廃止措置計画認可申請書 (1号機及び2号機)	■

\*原災法 第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、

内閣総理大臣に提出する資料

■原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 2－10 原子力災害対策活動で使用する施設（1／4）

1. 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所

建物の仕様	一般建築物の 1.8 倍の地震力を考慮した免震構造である。 T.P.+10.5m
床面積	約 1,400m <sup>2</sup>
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルタを備えた空調設備を設置 コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源	発電所非常用母線 緊急時対策所非常用発電機 (軽油／容量 500kVA×2 機)
燃料（軽油）	タンク容量：16kℓ

(2) 代替指揮所（主な候補拠点（※1））

ア. 500kV開閉所

建物の仕様	現行建築基準法に余力を持たせた耐震レベルを持っている。 T.P.+25.0m
床面積	約 7,300m <sup>2</sup>
放射線防護対策	(※2)
非常用電源	可搬型発電機（軽油／3.3kVA）
燃料（軽油）	発電所敷地内の T.P.+25.0m 以上の場所に保管した燃料を携行缶にて運搬し補給

イ. 会社厚生施設（やまもも荘）

建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。 T.P.+46.1m
床面積	約 2,000m <sup>2</sup>
放射線防護対策	(※2)
非常用電源	可搬型発電機（軽油／3.3kVA）
燃料（軽油）	発電所敷地内の T.P.+25.0m 以上の場所に保管した燃料を携行缶にて運搬し補給

※1 500kV開閉所及び会社厚生施設（やまもも荘）以外にも、代替指揮所の候補拠点としての会社厚生施設等を複数箇所設定している。

※2 方位の異なる複数の候補拠点から利用可能な施設を代替指揮所に選定するとともに、活動要員の放射線防護機材を準備する。

別表 2－10 原子力災害対策活動で使用する施設（2／4）

2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 中部電力 掛川営業所

所在地	静岡県掛川市中央一丁目 5-8
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北西, 約 20km
床面積 敷地面積	約 6,600m <sup>2</sup> 約 5,400m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (A 重油／容量 150kVA×1 機) (軽油／容量 30kVA×1 機)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は社内備蓄, 小売店等からの社外調達により対応

(2) 中部電力 磐田営業所

所在地	静岡県磐田市二之宮東 20-1
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	西北西, 約 30km
床面積 敷地面積	約 2,400m <sup>2</sup> 約 2,500m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (軽油／容量 25kVA×1 機, 150kVA×1 機)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は社内備蓄, 小売店等からの社外調達により対応

(3) 中部電力 島田営業所

所在地	静岡県島田市本通一丁目 4684-1
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約 25km
床面積 敷地面積	約 2,700m <sup>2</sup> 約 5,800m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (軽油／容量 150kVA×1 機)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は社内備蓄, 小売店等からの社外調達により対応

別表2－10 原子力災害対策活動で使用する施設（3／4）

## (4) 中部電力 藤枝営業所

所在地	静岡県藤枝市青木二丁目17-39
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約30km
床面積 敷地面積	約2,400m <sup>2</sup> 約6,700m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (軽油／容量20kVA×1機, 105kVA×1機)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は社内備蓄, 小売店等からの社外調達により対応

## (5) 中部電力 掛川電力所

所在地	静岡県掛川市岡津55-2
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北西, 約25km
床面積 敷地面積	約2,100m <sup>2</sup> 約5,400m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (軽油／容量150kVA×1機)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は社内備蓄, 小売店等からの社外調達により対応

## (6) 中部電力 島田電力所

所在地	静岡県島田市中央町10-1
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約25km
床面積 敷地面積	約1,700m <sup>2</sup> 約2,100m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (軽油／容量74kVA×1機)
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は社内備蓄, 小売店等からの社外調達により対応

別表 2－10 原子力災害対策活動で使用する施設（4／4）

3. 防災会議室

所在地	愛知県名古屋市東区東新町1番地
建物の仕様	現行建築基準法の耐震レベルを持っている。
床面積	約 215m <sup>2</sup>
非常用電源	非常用発電機 (A重油／容量 2,000kVA×2機) (軽油／容量 625kVA×1機)
その他	消耗品類（燃料、食料、飲料水等）は社内備蓄、小売店等からの社外調達により対応

別表 2-1-1

気象観測設備

分類	名 称	数量	点検頻度
気象観測 設備	風向風速計 (T. P. +20m)	2 台	1 回／年
	風向風速計 (T. P. +106m)	2 台	

別表 2-1-2

## 原子力緊急事態支援組織

## 1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地:福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名(組織長、対応要員)

## 2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

## 3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	10条通報 ・支援要請		出動指示
	発災事業者*	(平日日中) 支援組織長 (夜間休祝日) 連絡当番者	
	状況報告		支援組織要員
※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者			
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。</li> <li>支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。</li> <li>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。</li> </ul>		

## 4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察(撮影、放射線測定)用ロボット	2台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	1台	

別表 3-1

緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材、資料等の貸与		備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	オフサイトセンター派遣班	10人	配管計装線図	1冊	
			機器配置図	1冊	
			設備関係資料	1部	
			業務車	3台	
環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	10人	電離箱サーベイメータ	2台	* <sup>1</sup> : ダストとヨウ素を兼ねる
			γシンチレーションサーベイメータ	2台	
			中性子サーベイメータ	1台	
			蛍光ガラス線量計素子	200個	
			GM汚染サーベイメータ	4台	
			α汚染サーベイメータ	1台	
			電池式線量計	30台	
			高流量ダストサンプラ	20台	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	2台* <sup>1</sup>	
			GM式計数装置	2台	
			N a I (T I) 式計数装置	2台	
			モニタリングカー	2台	

別表 4－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材、資料等の貸与		備考
広報活動に関する事項	オフサイトセンター 派遣班	10人			
環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項	放射線管理班	10人	電離箱サーベイメータ	2台	* <sup>1</sup> : ダストとヨウ素を兼ねる
			γシンチレーションサーベイメータ	2台	
			中性子サーベイメータ	1台	
			蛍光ガラス線量計素子	200個	
			GM汚染サーベイメータ	4台	
			α汚染サーベイメータ	1台	
			電池式線量計	30台	
			高流量ダストサンプラ	20台	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	2台 <sup>*1</sup>	
			GM式計数装置	2台	
			NaI(Tl)式計数装置	2台	
			モニタリングカー	2台	

別表 5-1

他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

項目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数	備考
協力要員（人）	3	
G M汚染サーベイメーター（台）	3	
N a I シンチレーションサーベイメーター（台）	1	
電離箱サーベイメーター（台）	1	
ダストサンプラー（台）	3	
個人線量計（ポケット線量計）（個）	50	
高線量対応防護服（着）	10	
全面マスク（個）	50	
タイベックススーツ（着）	1,500	
ゴム手袋（双）	3,000	
遮へい材（枚）	100	
放射能測定用車両（台）	1	
Ge 半導体式試料放射能測定装置（台）	1	
ホールボディカウンタ（台）	1	

- 53
- 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
  - 準備数量については、全て程度とする。
  - 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

## 1号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒ガスモニタ (A) (I C)	A
2	排気筒ガスモニタ (B) (I C)	A
3	排気筒ガスモニタ (A) (S I N)	cps
4	排気筒ガスモニタ (B) (S I N)	cps
5	N R W 排気筒ガス放射線モニタ	cps
6	S G T S 放射線モニタ (A)	mSv/h
7	S G T S 放射線モニタ (B)	mSv/h
8	S G T S (A) 作動	—
9	S G T S (B) 作動	—
10	放水口モニタ指示	cps
11	モニタリングポスト (I C) No. 1	nGy/h
12	モニタリングポスト (I C) No. 2	nGy/h
13	モニタリングポスト (I C) No. 3	nGy/h
14	モニタリングポスト (I C) No. 4	nGy/h
15	モニタリングポスト (I C) No. 5	nGy/h
16	モニタリングポスト (I C) No. 6	nGy/h
17	モニタリングポスト (I C) No. 7	nGy/h
18	排気筒高 平均風向	deg
19	排気筒高 平均風速	m/s
20	大気安定度	—

## 2号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒ガスモニタ (A) (I C)	A
2	排気筒ガスモニタ (B) (I C)	A
3	排気筒ガスモニタ (A) (S I N)	cps
4	排気筒ガスモニタ (B) (S I N)	cps
5	N R W 排気筒ガス放射線モニタ	cps
6	S G T S 放射線モニタ (A)	mSv/h
7	S G T S 放射線モニタ (B)	mSv/h
8	S G T S ファン (A) 運転中	—
9	S G T S ファン (B) 運転中	—
10	放水口モニタ指示	cps
11	モニタリングポスト (I C) No. 1	nGy/h
12	モニタリングポスト (I C) No. 2	nGy/h
13	モニタリングポスト (I C) No. 3	nGy/h
14	モニタリングポスト (I C) No. 4	nGy/h
15	モニタリングポスト (I C) No. 5	nGy/h
16	モニタリングポスト (I C) No. 6	nGy/h
17	モニタリングポスト (I C) No. 7	nGy/h
18	排気筒高 平均風向	deg
19	排気筒高 平均風速	m/s
20	大気安定度	—

## 3号機 (1 / 4)

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒 放射線モニタ (I C) A	A
2	排気筒 放射線モニタ (I C) B	A
3	排気筒 放射線モニタ (S I N) A	cps
4	排気筒 放射線モニタ (S I N) B	cps
5	S G T S 放射線モニタ (I C) A	A
6	S G T S 放射線モニタ (I C) B	A
7	S G T S 放射線モニタ (S I N) A	cps
8	S G T S 放射線モニタ (S I N) B	cps
9	排気筒 高 平均風向	deg
10	排気筒 高 平均風速	m/s
11	大気安定度	—
12	モニタリングポスト (I C) No. 1	nGy/h
13	モニタリングポスト (I C) No. 2	nGy/h
14	モニタリングポスト (I C) No. 3	nGy/h
15	モニタリングポスト (I C) No. 4	nGy/h
16	モニタリングポスト (I C) No. 5	nGy/h
17	モニタリングポスト (I C) No. 6	nGy/h
18	モニタリングポスト (I C) No. 7	nGy/h
19	原子炉圧力 (W/R) (B V)	MPa[g]
20	P L R ポンプ (A) 入口温度 (B)	°C
21	P L R ポンプ (B) 入口温度 (B)	°C
22	H P C S ポンプ 出口流量	m³/h
23	L P C S ポンプ 出口流量	m³/h
24	A D S (A) 作動	—
25	A D S (B) 作動	—
26	H P C S ポンプ 起動	—
27	L P C S ポンプ 起動	—
28	R H R ポンプ (A) 出口流量	m³/h
29	R H R ポンプ (B) 出口流量	m³/h
30	R H R ポンプ (C) 出口流量	m³/h
31	R H R ポンプ (A) 起動	—
32	R H R ポンプ (B) 起動	—
33	R H R ポンプ (C) 起動	—
34	原子炉水位 (N/R) (P B V)	mm
35	原子炉水位 (W/R) (P B V)	mm

## 3号機 (2／4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
36	原子炉水位 (燃料域) (P B V)	mm
37	原子炉出力 (A P R M) (P B V)	%PWR
38	制御棒全挿入	—
39	D／W圧力 (W／R) (最大)	kPa[a]
40	S／C圧力 (最大)	kPa[a]
41	P C I S 内側隔離	—
42	P C I S 外側隔離	—
43	主蒸気第1隔離弁 (A) 全閉	—
44	主蒸気第1隔離弁 (B) 全閉	—
45	主蒸気第1隔離弁 (C) 全閉	—
46	主蒸気第1隔離弁 (D) 全閉	—
47	主蒸気第2隔離弁 (A) 全閉	—
48	主蒸気第2隔離弁 (B) 全閉	—
49	主蒸気第2隔離弁 (C) 全閉	—
50	主蒸気第2隔離弁 (D) 全閉	—
51	M S I V (内側) 全弁全閉	—
52	M S I V (外側) 全弁全閉	—
53	直結母線 (3 A - 1) 電圧	kV
54	直結母線 (3 A - 2) 電圧	kV
55	直結母線 (3 B - 1) 電圧	kV
56	直結母線 (3 B - 2) 電圧	kV
57	共通母線 (3 S A - 1) 電圧	kV
58	共通母線 (3 S A - 2) 電圧	kV
59	共通母線 (3 S B - 1) 電圧	kV
60	共通母線 (3 S B - 2) 電圧	kV
61	非常用母線 (3 E) 電圧	kV
62	非常用母線 (3 F) 電圧	kV
63	H P C S 母線 (3 H) 電圧	kV
64	非常用D／G (A) 遮断器 投入	—
65	非常用D／G (B) 遮断器 投入	—
66	H P C S D／G 遮断器 投入	—
67	D／W 放射線モニタ (A)	Sv/h
68	D／W 放射線モニタ (B)	Sv/h
69	S／C 放射線モニタ (A)	Sv/h
70	S／C 放射線モニタ (B)	Sv/h

## 3号機 (3／4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
71	D/W 温度 (最大)	°C
72	S/C 水温度 (最大)	°C
73	S/C レベル (B V)	cm
74	D/W, S/C 水素濃度 (A)	%
75	D/W, S/C 水素濃度 (B)	%
76	CAMS (A) D/W側	—
77	CAMS (A) S/C側	—
78	CAMS (B) D/W側	—
79	CAMS (B) S/C側	—
80	D/W, S/C 酸素濃度 (A)	%
81	D/W, S/C 酸素濃度 (B)	%
82	給水 総流量	t/h
83	R C I C タービン入口弁 全閉	—
84	R C I C ポンプ 出口流量	m <sup>3</sup> /h
85	S/R弁 開	—
86	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (A) 全閉	—
87	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (B) 全閉	—
88	R H R 低圧注入第2隔離弁 (A) 全閉	—
89	R H R 低圧注入第2隔離弁 (B) 全閉	—
90	R H R 低圧注入第2隔離弁 (C) 全閉	—
91	一次冷却系圧力及び圧力の変化	—
92	外部電源	—
93	非常用ディーゼル発電機運転	—
94	余熱除去系の機能維持	—
95	E C C S の作動・高圧系	—
96	E C C S の作動・低圧系	—
97	全ての制御棒全挿入	—
98	ボロン添加	—
99	主蒸気隔離弁の閉止	—
100	格納容器隔離	—
101	格納容器スプレイ作動	—
102	原子炉停止時刻	—
103	S R N M A レベル	%PWR
104	S R N M B レベル	%PWR
105	S R N M C レベル	%PWR

## 3号機 (4 / 4)

No.	常時伝送項目	工学単位
106	S R NMD レベル	%PWR
107	S R NME レベル	%PWR
108	S R NMF レベル	%PWR
109	S R NMG レベル	%PWR
110	S R NMH レベル	%PWR
111	S R NM (A) 対数計数率	cps
112	S R NM (B) 対数計数率	cps
113	S R NM (C) 対数計数率	cps
114	S R NM (D) 対数計数率	cps
115	S R NM (E) 対数計数率	cps
116	S R NM (F) 対数計数率	cps
117	S R NM (G) 対数計数率	cps
118	S R NM (H) 対数計数率	cps
119	S R NM A 計数率 高高	—
120	S R NM B 計数率 高高	—
121	S R NM C 計数率 高高	—
122	S R NM D 計数率 高高	—
123	S R NM E 計数率 高高	—
124	S R NM F 計数率 高高	—
125	S R NM G 計数率 高高	—
126	S R NM H 計数率 高高	—
127	S G T S (A) 動作	—
128	S G T S (B) 動作	—
129	主蒸気管放射能高 A 1	—
130	主蒸気管放射能高 A 2	—
131	主蒸気管放射能高 B 1	—
132	主蒸気管放射能高 B 2	—
133	放水口モニタ指示	cps

## 4号機 (1 / 4)

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒 放射線モニタ (I C) A	A
2	排気筒 放射線モニタ (I C) B	A
3	排気筒 放射線モニタ (S I N) A	cps
4	排気筒 放射線モニタ (S I N) B	cps
5	S G T S 放射線モニタ (I C) A	A
6	S G T S 放射線モニタ (I C) B	A
7	S G T S 放射線モニタ (S I N) A	cps
8	S G T S 放射線モニタ (S I N) B	cps
9	排気筒 高 平均風位	deg
10	排気筒 高 平均風速	m/s
11	大気安定度 表示パターン	—
12	モニタリングポスト (I C) No. 1	nGy/h
13	モニタリングポスト (I C) No. 2	nGy/h
14	モニタリングポスト (I C) No. 3	nGy/h
15	モニタリングポスト (I C) No. 4	nGy/h
16	モニタリングポスト (I C) No. 5	nGy/h
17	モニタリングポスト (I C) No. 6	nGy/h
18	モニタリングポスト (I C) No. 7	nGy/h
19	原子炉 圧力 (W/R) (P B V)	MPa[g]
20	P L R ポンプ (A) 入口温度 (B)	°C
21	P L R ポンプ (B) 入口温度 (B)	°C
22	H P C S ポンプ 出口流量	m³/h
23	L P C S ポンプ 出口流量	m³/h
24	A D S (A) 作動	—
25	A D S (B) 作動	—
26	H P C S ポンプ 起動	—
27	L P C S ポンプ 起動	—
28	R H R ポンプ (A) 出口流量	m³/h
29	R H R ポンプ (B) 出口流量	m³/h
30	R H R ポンプ (C) 出口流量	m³/h
31	R H R ポンプ (A) 起動	—
32	R H R ポンプ (B) 起動	—
33	R H R ポンプ (C) 起動	—
34	原子炉 水位 (N/R) (P B V)	mm
35	原子炉 水位 (W/R) (P B V)	mm

## 4号機 (2／4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
36	原子炉 水位 (燃料域) (P B V)	mm
37	原子炉出力 (A P R M) (P B V)	%PWR
38	全制御棒 全挿入	—
39	D／W 圧力 (W／R) (最大)	kPa[a]
40	S／C 圧力 (最大)	kPa[a]
41	P C I S 内側隔離	—
42	P C I S 外側隔離	—
43	主蒸気第1隔離弁 (A) 開	—
44	主蒸気第1隔離弁 (B) 開	—
45	主蒸気第1隔離弁 (C) 開	—
46	主蒸気第1隔離弁 (D) 開	—
47	主蒸気第2隔離弁 (A) 開	—
48	主蒸気第2隔離弁 (B) 開	—
49	主蒸気第2隔離弁 (C) 開	—
50	主蒸気第2隔離弁 (D) 開	—
51	M S I V 内側閉	—
52	M S I V 外側閉	—
53	直結母線 (4 A - 1) 電圧	kV
54	直結母線 (4 A - 2) 電圧	kV
55	直結母線 (4 B - 1) 電圧	kV
56	直結母線 (4 B - 2) 電圧	kV
57	共通母線 (3 S A - 1) 電圧	kV
58	共通母線 (3 S A - 2) 電圧	kV
59	共通母線 (3 S B - 1) 電圧	kV
60	共通母線 (3 S B - 2) 電圧	kV
61	非常用母線 (4 E) 電圧	kV
62	非常用母線 (4 F) 電圧	kV
63	H P C S 母線 (4 H) 電圧	kV
64	非常用D／G (A) 遮断器 投入	—
65	非常用D／G (B) 遮断器 投入	—
66	H P C S D／G 遮断器 投入	—
67	D／W 放射線モニタ (A)	Sv/h
68	D／W 放射線モニタ (B)	Sv/h
69	S／C 放射線モニタ (A)	Sv/h
70	S／C 放射線モニタ (B)	Sv/h

## 4号機 (3 / 4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
71	D/W 温度 (最大)	°C
72	S/C 水温度 (最大)	°C
73	S/C レベル (B V)	cm
74	D/W, S/C 水素濃度 (A)	%
75	D/W, S/C 水素濃度 (B)	%
76	CAMS (A) D/W側	—
77	CAMS (A) S/C側	—
78	CAMS (B) D/W側	—
79	CAMS (B) S/C側	—
80	D/W, S/C 酸素濃度 (A)	%
81	D/W, S/C 酸素濃度 (B)	%
82	給水 総流量	t/h
83	R C I C タービン入口弁 開	—
84	R C I C ポンプ 出口流量	m <sup>3</sup> /h
85	S/R弁 開	—
86	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (A) 開	—
87	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (B) 開	—
88	R H R 低圧注入第2隔離弁 (A) 開	—
89	R H R 低圧注入第2隔離弁 (B) 開	—
90	R H R 低圧注入第2隔離弁 (C) 開	—
91	一次冷却系圧力及び圧力の変化	—
92	外部電源	—
93	非常用ディーゼル発電機運転	—
94	余熱除去系の機能維持	—
95	E C C S の作動・高圧系	—
96	E C C S の作動・低圧系	—
97	全ての制御棒全挿入	—
98	ボロン添加	—
99	主蒸気隔離弁の閉止	—
100	格納容器隔離	—
101	格納容器スプレイ作動	—
102	原子炉停止時刻	—
103	S R N M A レベル	%PWR
104	S R N M B レベル	%PWR
105	S R N M C レベル	%PWR

## 4号機 (4/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
106	S R NMD レベル	%PWR
107	S R NME レベル	%PWR
108	S R NMF レベル	%PWR
109	S R NMG レベル	%PWR
110	S R NMH レベル	%PWR
111	S R NM (A) 対数計数率	cps
112	S R NM (B) 対数計数率	cps
113	S R NM (C) 対数計数率	cps
114	S R NM (D) 対数計数率	cps
115	S R NM (E) 対数計数率	cps
116	S R NM (F) 対数計数率	cps
117	S R NM (G) 対数計数率	cps
118	S R NM (H) 対数計数率	cps
119	S R NM A 計数率 高高	—
120	S R NM B 計数率 高高	—
121	S R NM C 計数率 高高	—
122	S R NM D 計数率 高高	—
123	S R NM E 計数率 高高	—
124	S R NM F 計数率 高高	—
125	S R NM G 計数率 高高	—
126	S R NM H 計数率 高高	—
127	S G T S (A) 動作	—
128	S G T S (B) 動作	—
129	主蒸気管放射能高 A 1	—
130	主蒸気管放射能高 A 2	—
131	主蒸気管放射能高 B 1	—
132	主蒸気管放射能高 B 2	—
133	放水口モニタ指示	cps

## 5号機 (1/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒モニタ (I C) (A)	A
2	排気筒モニタ (I C) (B)	A
3	排気筒モニタ (S I N) (A)	s <sup>-1</sup>
4	排気筒モニタ (S I N) (B)	s <sup>-1</sup>
5	S G T S モニタ (I C) (A)	A
6	S G T S モニタ (I C) (B)	A
7	S G T S モニタ (S I N) (A)	s <sup>-1</sup>
8	S G T S モニタ (S I N) (B)	s <sup>-1</sup>
9	排気筒高 平均風向	deg
10	排気筒高 平均風速	m/s
11	大気安定度	—
12	モニタリングポスト (I C) No. 1	nGy/h
13	モニタリングポスト (I C) No. 2	nGy/h
14	モニタリングポスト (I C) No. 3	nGy/h
15	モニタリングポスト (I C) No. 4	nGy/h
16	モニタリングポスト (I C) No. 5	nGy/h
17	モニタリングポスト (I C) No. 6	nGy/h
18	モニタリングポスト (I C) No. 7	nGy/h
19	原子炉圧力 (広帯域) (P B V)	MPa[g]
20	炉水温度 P B V	°C
21	H P C F ポンプ (B) 出口流量	m <sup>3</sup> /h
22	H P C F ポンプ (C) 出口流量	m <sup>3</sup> /h
23	A D S (A) 作動	—
24	A D S (B) 作動	—
25	H P C F ポンプ (B) 起動	—
26	H P C F ポンプ (C) 起動	—
27	R H R ポンプ (A) 出口流量	m <sup>3</sup> /h
28	R H R ポンプ (B) 出口流量	m <sup>3</sup> /h
29	R H R ポンプ (C) 出口流量	m <sup>3</sup> /h
30	R H R ポンプ (A) 起動	—
31	R H R ポンプ (B) 起動	—
32	R H R ポンプ (C) 起動	—
33	原子炉水位 (狭帯域) P B V	mm
34	原子炉水位 (広帯域) P B V	mm
35	原子炉水位 (燃料域) P B V	mm

## 5号機 (2/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
36	原子炉出力 (A P R M) B V	%PWR
37	全制御棒全挿入	—
38	D/W圧力 (広帯域) (最大)	kPa[a]
39	S/C圧力 (最大)	kPa[a]
40	格納容器第1隔離作動	—
41	格納容器第2隔離作動	—
42	主蒸気第1隔離弁 (A) 開	—
43	主蒸気第1隔離弁 (B) 開	—
44	主蒸気第1隔離弁 (C) 開	—
45	主蒸気第1隔離弁 (D) 開	—
46	主蒸気第2隔離弁 (A) 開	—
47	主蒸気第2隔離弁 (B) 開	—
48	主蒸気第2隔離弁 (C) 開	—
49	主蒸気第2隔離弁 (D) 開	—
50	主蒸気第1隔離弁 閉	—
51	主蒸気第2隔離弁 閉	—
52	直結母線 (5 A-1) 電圧	V
53	直結母線 (5 A-2) 電圧	V
54	直結母線 (5 B-1) 電圧	V
55	直結母線 (5 B-2) 電圧	V
56	非常用母線 (5 E) 電圧	V
57	非常用母線 (5 F) 電圧	V
58	非常用母線 (5 G) 電圧	V
59	非常用D/G (A) 遮断器 入	—
60	非常用D/G (B) 遮断器 入	—
61	非常用D/G (C) 遮断器 入	—
62	D/W放射線レベル (A)	Sv/h
63	D/W放射線レベル (B)	Sv/h
64	S/C放射線レベル (A)	Sv/h
65	S/C放射線レベル (B)	Sv/h
66	R P Vベローシール部周辺温度 (最大)	°C
67	サプレッションプール水温度 (最大)	°C
68	S/Cレベル B V	mm
69	CAMS水素濃度 (A) (D/W)	vol%
70	CAMS水素濃度 (B) (D/W)	vol%

## 5号機 (3/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
71	CAMS水素濃度 (A) (S/C)	vol%
72	CAMS水素濃度 (B) (S/C)	vol%
73	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)	—
74	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)	—
75	CAMS (A) サンプル切替 (S/C)	—
76	CAMS (B) サンプル切替 (S/C)	—
77	CAMS酸素濃度 (A) (D/W)	vol%
78	CAMS酸素濃度 (B) (D/W)	vol%
79	CAMS酸素濃度 (A) (S/C)	vol%
80	CAMS酸素濃度 (B) (S/C)	vol%
81	原子炉給水流量 (PBV)	t/h
82	R C I C タービン入口弁 開	—
83	R C I C ポンプ 出口流量	m <sup>3</sup> /h
84	S R V開	—
85	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (B) 開	—
86	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (C) 開	—
87	R H R 注入第2弁 (A) 開	—
88	R H R 注入第2隔離弁 (B) 開	—
89	R H R 注入第2隔離弁 (C) 開	—
90	一次冷却系圧力及び圧力の変化	—
91	外部電源	—
92	非常用ディーゼル発電機運転	—
93	余熱除去系の機能維持	—
94	E C C S の作動・高圧系	—
95	E C C S の作動・低圧系	—
96	全ての制御棒全挿入	—
97	ボロン添加	—
98	主蒸気隔離弁の閉止	—
99	格納容器隔離	—
100	格納容器スプレイ作動	—
101	原子炉停止時刻	—
102	S R N M (A) 線形%出力	%PWR
103	S R N M (B) 線形%出力	%PWR
104	S R N M (C) 線形%出力	%PWR
105	S R N M (D) 線形%出力	%PWR

## 5号機 (4/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
106	S R NM (E) 線形%出力	%PWR
107	S R NM (F) 線形%出力	%PWR
108	S R NM (G) 線形%出力	%PWR
109	S R NM (H) 線形%出力	%PWR
110	S R NM (J) 線形%出力	%PWR
111	S R NM (L) 線形%出力	%PWR
112	S R NM (A) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
113	S R NM (B) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
114	S R NM (C) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
115	S R NM (D) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
116	S R NM (E) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
117	S R NM (F) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
118	S R NM (G) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
119	S R NM (H) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
120	S R NM (J) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
121	S R NM (L) 対数計数率出力	s <sup>-1</sup>
122	S R NM (A) 高高	—
123	S R NM (B) 高高	—
124	S R NM (C) 高高	—
125	S R NM (D) 高高	—
126	S R NM (E) 高高	—
127	S R NM (F) 高高	—
128	S R NM (G) 高高	—
129	S R NM (H) 高高	—
130	S R NM (J) 高高	—
131	S R NM (L) 高高	—
132	S G T S (A) 作動 (1系)	—
133	S G T S (A) 作動 (2系)	—
134	S G T S (B) 作動 (1系)	—
135	S G T S (B) 作動 (2系)	—
136	区分I 主蒸気管放射能高高	—
137	区分II 主蒸気管放射能高高	—
138	区分III 主蒸気管放射能高高	—
139	区分IV 主蒸気管放射能高高	—
140	放水口モニタ指示	cps

## 1. 緊急時対策所

緊急時対策所に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（衛星系ネットワーク）へ接続する。

- (1) 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
- (2) テレビ会議システム
- (3) S P D S

（整備完了予定）

国の衛星系ネットワーク整備完了後、平成25年度末に整備完了予定

## 2. 防災会議室

(1) 防災会議室に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（衛星系ネットワーク）へ接続する。

- ア. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
- イ. テレビ会議システム

（整備完了予定）

国の衛星系ネットワーク整備完了後、平成25年度末に整備完了予定

(2) 防災会議室に配備されている下記の設備を、統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク）へ接続する。

- ア. S P D S

（整備完了予定）

原子力事業所から伝送される安全パラメータを収集する施設（データセンター）のバックアップとして国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成27年度上期中に整備完了予定

以上

# 樣式集

## 目 次

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	6
様式 7	特定事象発生通報（第1報）（原子炉施設）	7
様式 8	特定事象発生通報（第1報）（事業所外運搬）	8
様式 9	応急措置の概要（原子炉施設）	9
様式 10	応急措置の概要（事業所外運搬）	11
様式 11	原子力災害対策特別措置法 第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）	13
様式 12	原子力災害対策特別措置法 第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）	15

様式 1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住 所　名古屋市東区東新町1番地  
氏 名　中部電力株式会社  
　　　　　代表取締役社長  
　　　　　社長執行役員　印  
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)  
(担当者　所属　電話　　)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 (45 原第 7660 号) 昭和 45 年 12 月 10 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年　月　日
協 議 し た 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式2

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿

届出者

住 所 名古屋市東区東新町1番地

氏 名 中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561		
業 务 の 種 别	防災要員の職制		その他の防災要員
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整			名
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等			名
広 報			名
放 射 線 量 の 测 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握			名
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止			名
施 設 設 备 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧			名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去			名
医 療 に 関 す る 措 置			名
原 子 力 灾 害 に 關 する 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送			名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等			名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿

届出者

住 所 名古屋市東区東新町1番地

氏 名 中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561	
区分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式4

放射線測定設備現況届出書

年　月　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿

届出者

住 所 名古屋市東区東新町1番地

氏 名 中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第11条第1号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 5

## 原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿

## 届出者

住 所 名古屋市東区東新町1番地  
 氏 名 中部電力株式会社  
             代表取締役社長  
             社長執行役員

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話 )

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付き防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測器等	固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ
		測定器
	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンプラ
		測定器
	個人用外部被ばく線量測定器	台
その他資機材	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染器具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式
	その他 モニタリングカー	台

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 6

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿		年 月 日
報告者 住所 _____ 氏名 _____ 印 _____		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話 )		
防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2 第1項の規定に基づき報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561	
防災訓練実施年月日	年 月 日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要		
防災訓練の項目		
防災訓練の内容		
防災訓練の結果の概要		
今後の原子力災害対策に向けた改善点		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 様式 7

## 特定事象発生通報（第 1 報）

(原子炉施設)

		____年____月____日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿 (原子力防災管理者)		
第 10 条通報		<u>通報者名</u> <small>(連絡責任者)</small> <u>連絡先 0537-86-3481 (代) ( )</u>
<p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。</p>		
原子力事業所の名称及び場所		中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561
特定事象の発生箇所		浜岡原子力発電所 ____号機
特定事象の発生時刻		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 (24 時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	
	<b>原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</b> 敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・スクラム失敗・ 原子炉冷却材喪失・原子炉給水喪失・原子炉除熱機能喪失・ 全交流電源喪失・直流電源喪失・停止時原子炉水位異常低下・ 燃料プール水位異常低下・中央制御室使用不能・原子炉外臨界	
	<b>原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</b> 敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・原子炉外臨界・ 原子炉停止機能喪失・非常用炉心冷却装置(ECCS)作動失敗・ 格納容器圧力上昇・圧力抑制機能喪失・原子炉冷却機能喪失・ 直流電源喪失・炉心溶融・停止時原子炉水位低下・ 中央制御室等使用不能	
	想定される原因	
	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、 その他 ( )	
原子炉の運転状態 発生前 (運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後 (状態継続、停止操作中、全制御棒全挿入)  非常用炉心冷却装置(ECCS)の作動状態 (要求信号／有・無、成功、一部失敗、全台失敗)  排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り (____ cps → ____ cps)  モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り (最大値 : ____ nGy/h → ____ nGy/h) (最大値 : ____ μ Sv/h → ____ μ Sv/h) その他 <hr/> <hr/>		
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## 様式8

## 特定事象発生通報（第1報）

(事業所外運搬)

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、

\_\_\_\_\_都道府県知事、\_\_\_\_\_市町村長 殿

(原子力防災管理者)

通報者名

第10条通報

(連絡責任者)

連絡先 0537-86-3481 (代) ( )

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき  
通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉5561
特定事象の発生箇所	_____都道府県_____市区町村_____ (海上の場合：沖合_____km)
特定事象の発生時刻	平成____年____月____日 ____時____分 (24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類  原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 事業所外運搬放射線量異常・事業所外運搬事故  原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 事業所外運搬放射線量上昇・事業所外運搬事故
	想定される原因  火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等  _____ _____ _____ _____ _____
その他特定事象の把握に参考となる情報  _____ _____	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式9

応急措置の概要（原子炉施設）

(1 / 2)

内閣総理大臣  
原子力規制委員会  
静岡県知事  
御前崎市長 殿

第25条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : \_\_\_\_\_

2. 特定事象の発生箇所 : 浜岡原子力発電所 号機

3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分

4. 発生事象と対応の概要（注1）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注2）

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(注1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

## 応急措置の概要（原子炉施設）

(2 / 2)

6. プラントの状況		確認時刻	時 分	
特定事象発生時 の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻		炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	原子炉圧力	MPa(gage)
	原子炉水温度	°C	原子炉水位	mm
	格納容器圧力	kPa(abs)	格納容器内水素 濃度(ドライ値)	%
	外部電源	受電有・無	非常用ディーゼル発電機	受電有・無

7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻	時 分					
放出状況	放出開始時刻		放出停止時刻					
	放出箇所		放出高さ(地上高)	m				
放出状況の評価 を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量					
	希ガス	Bq/h	Bq					
	ヨウ素	Bq/h	Bq					
	その他 (核種)	Bq/h	Bq					
排気筒モニタ	主排気筒	cps						
モニタリング ポスト	名称	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7
	nSv/h μSv/h							
気象情報	天候		風向					
	風速	m/s	大気安定度					

8. 放射性物質の放出評価		確認時刻	時 分	
放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以 降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量 の推定	方位	距離	被ばく線量	
	外部全身被ばく	km		mSv
	甲状腺被ばく	km		mSv

9. その他				

様式 10

応急措置の概要（事業所外運搬）

(1 / 2)

内閣総理大臣

原子力規制委員会

国土交通大臣

\_\_\_\_\_都道府県知事

\_\_\_\_\_市町村長 殿

第 25 条報告

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 原子力防災管理者 :
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : \_\_\_\_\_

2. 特定事象の発生箇所 : \_\_\_\_\_ 都道府県 市町村  
(海上の場合 : 沖合 k m)

3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分

4. 発生事象と対応の概要（注 1）

---

---

---

---

---

---

5. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注 2）

---

---

---

---

---

---

(注 1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注 2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

## 応急措置の概要（事業所外運搬）

(2 / 2)

6. 輸送容器の状況		確認時刻	時 分	
特定事象発生時の状況	輸送物		輸送物型式	
	使用容器		出発地／到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・無	爆発の有無	有・無
	漏えいの有無	有・無		
	特記事項			

7. 放射性物質の放出状況等		確認時刻	時 分	
放出状況	放出, 漏えい開始時刻		放出, 漏えい停止時刻	
	放出, 漏えい箇所			
放射線量	距離・場所			
	$nSv/h$ $\mu Sv/h$			
気象・海象情報				

8. 放射性物質の放出評価		評価時刻	時 分	
放出見通し	放出評価時刻以降の放出見通し			
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		m	$mSv$

9. その他				
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				

## 様式 1 1

原子力災害対策特別措置法 第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）

(1 / 2)

内閣総理大臣  
原子力規制委員会  
静岡県知事  
御前崎市長 殿

### 第15条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : \_\_\_\_\_

2. 特定事象の発生箇所 : 浜岡原子力発電所 号機

3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分

4. 報告する内容

敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・火災爆発等による放射性物質放出・  
原子炉外臨界・原子炉停止機能喪失・非常用炉心冷却装置(ECCS)作動失敗・格納容器圧力上昇・  
圧力抑制機能喪失・原子炉冷却機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融・停止時原子炉水位低下・  
中央制御室等使用不能

5. 発生事象と対応の概要（注1）

---

---

---

---

---

---

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注2）

---

---

---

---

---

---

（注1） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について  
発生時刻順に記載する。

（注2） 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

原子力災害対策特別措置法 第15条第1項の基準に達したときの報告様式（原子炉施設）  
(2/2)

7. プラントの状況

確認時刻 時 分

特定事象発生時の状況	発電所状態		原子炉出力	%
	停止時刻		炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力	%	原子炉圧力	MPa(gage)
	原子炉水温度	°C	原子炉水位	mm
	格納容器圧力	kPa(abs)	格納容器内水素濃度(ドライ値)	%
	外部電源	受電有・無	非常用ディーゼル発電機	受電有・無

8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況	放出開始時刻			放出停止時刻				
	放出箇所			放出高さ(地上高)m				
放出状況の評価を開始した時刻 (時刻 時 分)	放出実績評価	評価時点での放出率		評価時刻までの放出量				
	希ガス	Bq/h		Bq				
	ヨウ素	Bq/h		Bq				
	その他 (核種)	Bq/h		Bq				
排気筒モニタ	主排気筒	cps						
モニタリング ポスト	名称	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7
	nSv/h							
気象情報	天候			風向				
	風速		m/s	大気安定度				

9. 放射性物質の放出評価

確認時刻 時 分

放出見通し		希ガス	ヨウ素	合計
	放出評価時刻以降の放出見通し	Bq	Bq	Bq
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		km	mSv
	甲状腺被ばく		km	mSv

10. その他


## 様式 1 2

原子力災害対策特別措置法 第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）

(1 / 2)

内閣総理大臣  
原子力規制委員会  
国土交通大臣  
都道府県知事  
市町村長 殿

### 第15条報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要（同法第15条第1項に係る原子力緊急事態事象の発生）を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 原子力防災管理者：
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 特定事象件名 : \_\_\_\_\_

2. 特定事象の発生箇所 : \_\_\_\_\_ 都道府県 市町村  
(海上の場合：沖合 k m)

3. 特定事象の発生時刻 : 平成 年 月 日 時 分

4. 報告する内容

事業所外運搬放射線量上昇・事業所外運搬事故

5. 発生事象と対応の概要（注1）

---

---

---

---

---

---

6. 緊急時対策本部その他の事項の概要（注2）

---

---

---

---

---

---

(注1) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置他の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注2) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

## 原子力災害対策特別措置法 第15条第1項の基準に達したときの報告様式（事業所外運搬）

(2/2)

## 7. 輸送容器の状況

確認時刻 時 分

特定事象発生時の状況	輸送物		輸送物型式	
	使用容器		出発地／到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・無	爆発の有無	有・無
	漏えいの有無	有・無		
	特記事項			

## 8. 放射性物質の放出状況等

確認時刻 時 分

放出状況	放出, 漏えい開始時刻		放出, 漏えい停止時刻	
	放出, 漏えい箇所			
放射線量	距離・場所			
	nSv/h μSv/h			
気象・海象情報				

## 9. 放射性物質の放出評価

評価時刻 時 分

放出見通し	放出評価時刻以後の放出見通し			
最大地点の線量の推定		方位	距離	被ばく線量
	外部全身被ばく		m	mSv

## 10. その他
